

平成 21 年第3回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成21年9月17日 開 議 午前9時30分

末武議長	<p>おはようございます。大西樹議員より、欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。只今の出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。</p>
栗田町長	<p>招集者であります町長のごあいさつをお願いいたします。町長 栗田隆義君。</p> <p>平成21年第3回9月まんのう町議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にお忙しい中ご参集を賜りましてありがとうございます。暑さ寒さも彼岸までとよく言われますが、朝夕は随分と涼しくなり秋の気配でございます。先月は、まんのうフェスティバル、琴南サマーフェスタ、仲南地区バレーボール大会等、地区をあげての大きな行事があり、議員各位におかれましても積極的なご参加をいただきありがとうございます。昨日、政権交代による新しい内閣が誕生いたしました。が、補正予算等、今後の地方行政への影響を懸念いたしておるところでございます。今回、お願い申し上げますのは、平成20年度決算認定11件及び議案11件でございます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。</p>
末武議長 久留嶋議会 事務局長	<p>日程にはいるに先立ちまして議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之君</p> <p>ご報告申し上げます。初めに、町長から地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項に基づく決算認定案件11件、並びに地方自治法第149条の規定に基づく議案11件を受理いたしました。</p> <p>次に地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づく議員提出発議2件、意見書3件をを受理いたしました。</p> <p>次に組合議会関係について</p> <p>平成21年6月29日 平成21年第2回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、議案第1号 仲多度南部消防組合監査委員、識見者の選任について、他2件の審議がされております。</p> <p>平成21年7月3日 平成21年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催され、議案第8号 平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号、他9件の審議がされております。</p> <p>平成21年8月13日 平成21年香川県中部広域競艇事業組合議会8月定例会が開催され、議案第1号 専決処分の承認について、平成20年度香川県中部広域競艇事業組合一般会計歳入歳出補正予算について、他2件の審議がされております。</p> <p>平成21年8月26日 平成21年中讃広域行政事務組合議会8月定例会が開催され、認定第1号 平成20年度中讃広域行</p>

日程第1	久留嶋議会 事務局長	政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、他8件の審議がされております。 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成21年5月分から7月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査、平成20年度分一般会計、各特別会計及び水道事業会計の定期監査、平成21年度有限会社仲南振興公社の財政援助団体等監査の報告が参っております。 次に町長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告第1号として、平成20年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありましたので、既に配布してある書類をもって報告にかえさせていただきます。以上で議会報告を終わります。
	末武議長	議会報告を終わります。
	三好議会 運営委員長	日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 三好勝利君 議会運営委員会の、9月定例会運営に関する報告を申し上げます。 9月14日午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、全員が出席いたしまして、一般会計の決算認定及び補正予算の審議方法については、予算審議と同様で、総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分は、他の常任委員会で質疑終結までして、総務常任委員会に報告後、最終的に総務常任委員会で審査することなど、9月定例会運営について慎重に審議しました、その結果をご報告いたします。 それでは、お手元に配布されております、議事日程第1号について、ご説明を申し上げます。
		日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
		日程第2 会議録署名議員の指名
		日程第3 会期の決定 【本日より、10月5日の19日間と致します】
		日程第4 町政報告
		日程第5 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長
		日程第6 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長
		日程第7 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長
	日程第8 交通対策特別委員会の委員長報告 交通対策特別委員長	
	日程第9 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告 満濃中学校改築調査特別委員長	
	日程第10 認定第1号 平成20年度 まんのう町 一般会計歳入歳出決算認定について 総務常任委員会に付託	

三好議会 運営委員長	日程第 11	認定第 2 号	平成 2 0 年度	まんのう町	国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会に付託	
	日程第 12	認定第 3 号	平成 2 0 年度	まんのう町	老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会に付託	
	日程第 13	認定第 4 号	平成 2 0 年度	まんのう町	後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会に付託	
	日程第 14	認定第 5 号	平成 2 0 年度	まんのう町	介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会に付託	
	日程第 15	認定第 6 号	平成 2 0 年度	まんのう町	診療所特別会計歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会に付託	
	日程第 16	認定第 7 号	平成 2 0 年度	まんのう町	簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	建設経済常任委員会に付託	
	日程第 17	認定第 8 号	平成 2 0 年度	まんのう町	下水道特別会計歳入歳出決算認定について	建設経済常任委員会に付託	
	日程第 18	認定第 9 号	平成 2 0 年度	まんのう町	農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	建設経済常任委員会に付託	
	日程第 19	認定第 10 号	平成 2 0 年度	まんのう町	浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会に付託	
	日程第 20	認定第 11 号	平成 2 0 年度	まんのう町	水道事業会計決算認定について	建設経済常任委員会に付託	
	認定第 1 号から、認定第 11 号までの 1 1 案件は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。						
	日程第 21	議案第 1 号	まんのう町	オフトーク通信施設条例の廃止について	即決		
	日程第 22	議案第 2 号	まんのう町	国民健康保険条例の一部改正について	即決		
	日程第 23	議案第 3 号	字の区域の変更について			建設経済常任委員会に付託	
	日程第 24	議案第 4 号	字の区域の変更について			建設経済常任委員会に付託	
	日程第 25	議案第 5 号	まんのう町道路線の変更について			建設経済常任委員会に付託	

三好議会 運営委員長	日程第 26	議案第 6 号	塩入辺地に係る総合整備計画の策定について	総務常任委員会に付託	
	日程第 27	議案第 7 号	勝川辺地に係る総合整備計画の策定について	総務常任委員会に付託	
	日程第 28	議案第 8 号	川奥辺地に係る総合整備計画の策定について	総務常任委員会に付託	
	議案第 6 号から、議案第 8 号の 3 議案は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。				
	日程第 29	議案第 9 号	平成 21 年度まんのう町 一般会計補正予算案 第 3 号	総務常任委員会に付託	
	日程第 30	議案第 10 号	平成 21 年度まんのう町 国民健康保険特別会計補正予算案 第 2 号	教育民生常任委員会に付託	
	日程第 31	議案第 11 号	平成 21 年度まんのう町 老人保健特別会計補正予算案 第 1 号	教育民生常任委員会に付託	
	日程第 32	発議第 1 号	まんのう町 木造住宅建築奨励条例の制定について	建設経済常任委員会に付託	
	日程第 33	発議第 2 号	まんのう町議会 基本条例の制定について	議会運営委員会に付託	
	日程第 34	意見書第 1 号	「協同労働の協同組合」に関する法律の速やかな制定を求める意見書 案	建設経済常任委員会に付託	
	日程第 35	意見書第 2 号	私学助成の拡充発展に関する意見書 案	教育民生常任委員会に付託	
	日程第 36	意見書第 3 号	私学助成の充実に関する意見書 案	教育民生常任委員会に付託	
	末武議長	一般質問は、9月18日の本会議にて行います。			
		以上の日程で、意見の一致を見、午前11時40分、委員会を閉会いたしました。			
		以上で、議会運営委員会の、報告を終わります。			
		これをもって議会運営委員会の委員長報告を終わります。			
	日程第 2	ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。			
(なし)					
質疑なしと認めます。					
これをもって、質疑を終了いたします。					
日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。					
会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、10 番 黒木保君、11 番 大岡克三君を指名いたします。					

日程第3	末武議長	<p>日程第3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から10月5日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって会期は19日間と決しました。</p>
日程第4	栗田町長	<p>日程第4 町政報告を行います。町長 栗田隆義君 それでは、6月議会以降の町政報告させていただきます。 まず、8月30日に行われました衆議院議員総選挙におきまして政権交代が現実のものとなりました。地方自治体にとりましては、今後国の方針がどのように進められていくか不透明感がありますが、停滞する地方の現状を打ち破る政策がとられるものと期待をいたしております。また、新型インフルエンザの拡大は町内にもおよんでおり、現在は一般的な対応となったものの残念ながら本年度の中学生の海外派遣は中止となりました。来年度に再度行うよう予定をいたしております。 ハード事業につきましては、9月3日に町ホームページに水道施設の高度上水処理施設一般競争入札の公告を行いました。今後も早期完成をめざし事業実施に努めてまいります。満濃中学校改築事業につきましては、PFI導入可能性調査業務を、株式会社日本経済研究所に委託いたしました。11月末には、どの手法が良いのか結果が出るものと思っております。デマンドタクシー事業につきましては、11月の試験運行に向けて登録者の募集を進めており、現在460名ほどの登録をいただいております。今後も様々な機会を利用し登録者の増加に努めてまいります。 ソフト分野では、8月16日に成人式がまんのう農村環境改善センターで開催され、154名の参加をいただきました。まんのう町の将来を担う若い人たちを前にし、大きな力強さを実感いたしました。一方、敬老会が9月13日に開催され、961名の参加をいただきました。昨年の9月議会で町内の95歳以上の方が27名、うち100歳以上が12名と申し上げましたが、本年は95歳以上が104名、うち100歳以上が13名との報告を受けております。また、7月7日には農業委員会選挙告示があり、立候補者全員が当選されました。推薦を受けられた方々を合わせまして27名の委員の皆様方には農業振興のため、おおいに活躍していただけるものと期待をいたしております。定額給付金の交付につきましては、交付率が県内トップとの報道がございましたが、9月30日の申込締め切りに向けて再度周知に努めてまいります。 イベントでは、7月19日にひまわり祭り、8月1日にまんのうフェスティバル、8月13日には琴南サマーフェスタがそれぞれ</p>

<p>日程第5</p>	<p>栗田町長</p> <p>末武議長</p> <p>高木総務 常任委員長</p>	<p>れ開催をされました。防災関係につきましては、9月6日の仲南地区の防災訓練に併せ、全町にジェイアラートの訓練放送を行いました。</p> <p>財政状況につきましては、平成20年度決算認定をお願いいたしておりますが、普通会計の決算状況は実質単年度収支138,128千円の黒字、実質公債比率が12.7%、前年比1.5ポイント改善いたしております。他の財政状況を表す指標につきましても、いずれも改善をいたしておるところであります。今後とも財政基盤強化に努めてまいりますのでご理解、ご協力をお願い申し上げます。以上でございますが、6月定例会以降の町政の一端をご報告申し上げます。なお、お手元に町政報告をご配布いたしておりますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>町政報告を終わります。</p> <p>日程第5 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 高木堅君</p> <p>それでは、ただ今から総務常任委員会の委員長報告を行います。</p> <p>去る8月11日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、所管課長全員の出席により総務常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、その他であります。</p> <p>町長挨拶の後、総務課長より、交付金充当事業一覧表において、道路整備事業に5千万円の追加を行い、防災関係では移動系防災行政無線機で3千万円の削除、避難設備等整備事業では自家発電機の2千8百万円を減額との説明がありました。</p> <p>また、避難施設等整備事業、災害時対応マニュアル作成、配布事業について説明があり、避難施設等整備事業については、まんのう町防災計画に避難指定箇所があり、その避難施設に場所を明示する看板を立てるほか、地デジ対応テレビの設置、備蓄資材倉庫の設置及び備蓄資材の購入等を予定している。</p> <p>また、災害時対応マニュアル作成配布事業は、災害時対応マニュアルを作成し、全戸に配布する。また、まんのう版のマニュアルを作るので広く住民の意見を聞き作成したい。さらに、予算執行の状況を見ながら災害フォーラムを実施していきたいとのことでした。</p> <p>委員より、避難や災害の時に一番効果的な施策は、住民の方がどう動けるかをトレーニングすることだと思う。今回は、物資や整備が主であるが、人の動きについての補助についてはどうかとの質疑があり、執行部より、災害フォーラムの開催がこれにあたる。毎年、各地区で避難訓練を年1、2回、行っているとのことでした。</p>
-------------	---	--

<p>高木総務 常任委員長</p>	<p>また、委員より、避難所に常備しなければいけないものについて、国の指針等で定められているのかとの質疑があり、執行部より、まんのう町防災計画には備えなければならないものが書かれているので、出来るだけこの事業で整備して行きたいとのことでした。</p> <p>また、委員より、電源確保の必要性について、万が一のことが起こると一番困るのは電気。今回減額したことについての質疑があり、執行部より、電気の重要性、必要性は承知しているが、発電機1機あたり約200万円で、経費がかさむため、14施設全部でなく、数個確保して必要な所へ配布することも可能と思うので参考にしたいとのことでした。</p> <p>次にその他として、企画政策課より、デマンド乗合タクシー登録の開始、税務課より、納税通知書発送等について報告がありました。以上、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の協議等を行い、午前10時8分委員会を閉会しました。</p> <p>また、去る9月2日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、副議長同席のもと執行部より、副町長、所管課長全員の出席により総務常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。</p> <p>副町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、総務課長より、町内各地で交通安全教室の実施、また、消防団操法大会、火災に関しては6月から8月までで4件の火災、1名の方が亡くなられております。また、交通事故の発生状況については6月から8月までで45件の人身事故が発生、そのうち1件は死亡事故がありました。また、先日の衆議院選挙の町内の投票率の報告がありました。</p> <p>委員より、先日の神野地区の防災訓練について質疑があり、執行部より、訓練については地元のみなさんの主導で行っており、町全体には周知していないが、今後は周知方法等を検討して行きたいとのことでした。</p> <p>委員より、先日の衆議院選挙の町内の投票率が全国平均より低い。投票所の再考をすべきでないかとの質疑があり、執行部より、仲南地区が旧町時代より投票所が半分以下になっている。先日の仲南地区の町政懇談会でも意見があった。時代の流れとしては合理化の考え方と、もう一方では投票率を上げるためにはどうかという意見もある。最終的には選挙管理委員会で検討してもらいたいとのことでした。</p> <p>また、委員より、投票率を上げるために期日前投票を役場本庁だけでなく両支所で出来ないかとの意見があり、執行部より、選挙事務の反省会でも同じような意見がでた。選挙管理委員会の方へ、期日前投票所の増について検討するよう申出したいとのことでした。</p> <p>また、委員より、火災報知機の全戸配布について質疑があり、執行部より、できるだけ言うだけでなく早急に実施したいとのことでした。</p>
-----------------------	---

<p>高木総務 常任委員長</p> <p>末武議長</p>	<p>また、委員より、事務事業評価の低い事業の改善策について質疑があり、執行部より、例えば全体的には予算の面でどうしているのか。あるいは、それをアウトソーシングしていくか。それを検討して実践していく。どれだけ実践していくかは今のところ具体化は出来ていない。再度、プラン、ドゥ、チェックの形で進めて行きたいとのことでした。</p> <p>次に企画政策課長より、地域公共交通対策事業進捗状況、福祉タクシー券助成事業の利用状況、情報基盤整備事業の実績、長尾会館改築工事進捗状況、出資法人関係、国際交流協会関係事業等の報告がありました。</p> <p>中讃テレビの加入率は再送信を含み2,540戸、41.0%であり、一般家庭6,200戸を対象としている。インターネット35.6%、光電話26.2%との報告がありました。</p> <p>委員より、デマンドタクシーの利用者確保について質疑があり、執行部より、各地区の老人学級等に話に行っている。申込状況については、現在300人を超えている。だんだん申込者が増えているとのことでした。</p> <p>委員より、出資法人、琴南・仲南両振興公社の経営改善項目の実行について質疑があり、執行部より、取り組み、実行状況についての確認について両公社に伝えるとのことでした。</p> <p>また、委員より、ことでん琴平線における新駅設置について質疑があり、執行部より、まんのう町地域公共交通総合連携計画策定報告書の中で謳っている。関連の琴電、琴参、JRが会員の中にはいっている。まんのう町地域公共交通協議会としての考え方を早急に出したいとのことでした。</p> <p>委員より、国際交流関係でマイティ・ネパール招聘と学校関係との交流について質疑があり、執行部より、事前に学校行事と調整をして、了解をいただき受入するという事になったとの報告がありました。</p> <p>委員より、総合計画の実施計画の進捗状況について質疑があり、執行部より、実施計画は3年間のローリング、事務事業評価の関係もあるが、進捗状況を報告したいとのことでした。</p> <p>次に会計室より、町監査委員による平成20年度の定期監査、決算審査を受けたとの報告がありました。</p> <p>次に琴南支所長より、5地区の連合自治会の役員会、ことなみサマーフェスタの開催などの報告がありました。</p> <p>次に仲南支所長より、町長相談、身体障害者相談、地区自治会長会、仲南地区バレーボール大会開催などの報告がありました。</p> <p>委員より、町長相談の相談人数について質疑があり、執行部より、6月2人、7月1人、8月0人との報告がありました。</p> <p>以上、所管事務調査を行い午前11時45分委員会を閉会しました。以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。</p>
-----------------------------------	---

<p>日程第6</p>	<p>末武議長</p> <p>黒木教育 民生常任 委員長</p>	<p>質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 黒木保君 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。 去る8月6日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業について、その他であります。 町長挨拶の後、総務課長より、交付金充当事業一覧表の内容の、一部変更について説明がありました。 健康増進課長より、かりん温泉施設改修及び温泉施設送迎バスについて説明がありました。かりん温泉については、廃止について同意が得られれば、各種健康診査等が実施できる健康づくりの拠点施設として整備したい。また、温泉施設送迎バスについては、かりん温泉廃止に伴う措置として町内の温泉施設への送迎バスを購入したいとのことでした。 委員より、送迎バスについて、今、計画しているデマンドタクシーとの連携について質疑があり、執行部より、運行時間、時間帯にマッチするかどうか。満濃地区から琴南の温泉に行くのに乗換が発生するし、運賃も発生する。うまく使ってもらえるかどうかとのことでした。 委員より、仲南の小・中学校で使用しているスクールバスの空いている時間で使用できないかとの質疑があり、執行部より、スクールバスを利用しての送迎は考えていない。大型バスでは入れない道路もあるとのことでした。 委員より、町として多くのバスを所有している。学生の送迎バスも含めて総合的に考えられないか。また無駄な面もある。全体を洗いなおすことはできないかとの質疑があり、執行部より、いろんな所が管理している。バスの一元化も含めて今後検討していきたいとのことでした。 また、委員より、かりん温泉 保健センターの利用率についての質疑があり、執行部より、予定しているのは毎週水曜日使用、検診の利用が多い。面積的には温泉施設以外は改修して使用する。利用率については出していないとのことでした。 また、委員より、住民のニーズを聞いているのかとの質疑があり、受診者のニーズは各地区でした方がよいと思うが、スタッフ</p>
-------------	--	---

<p>黒木教育 民生常任 委員長</p>	<p>等いろいろな面で支障をきたす。現在、小さい子の検診は各地区で実施しているが、それ以外は1箇所でしたとのことでした。</p> <p>学校教育課長より、学校給食施設整備事業、学校情報通信技術環境整備事業、理科教育設備整備事業について説明がありました。</p> <p>学校給食施設整備事業については、琴南地区学校給食センター及び琴南小学校ランチルーム改築工事は、琴南中学校の耐震工事との兼ね合いで、学校給食調理場も耐震工事の対象となり耐震壁がはいると使いにくくなるため、琴南小学校のランチルーム改造に合わせて、学校給食調理場を移転するとのことでした。</p> <p>学校情報通信技術環境整備事業については、2011年に地上デジタル化になるために幼・小・中に地上デジタルテレビ等の購入をするとのことでした。理科教育設備整備事業については、それぞれの学校で不足する教材等購入の説明がありました。委員より、琴南中・琴南小、両方の学校に給食の自校方式を残してほしいとの意見がありました。</p> <p>次に社会教育課長より、生きがい交流施設整備事業について説明があり、長炭活性化センターに併設で、鉄骨平屋建てで180㎡程度、神野、勤労青少年ホームは鉄骨で35㎡程度、両施設とも既存施設との関係、建築確認も必要となるので、翌年度への繰越もあるとのことでした。</p> <p>委員より、両施設とも簡単にできるのかという質疑があり、執行部より、議会の承認がもらえるならば早急に、国、県と協議をしたいとのことでした。</p> <p>以上、平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業について協議を行い、午後0時10分委員会を閉会しました。</p> <p>また、去る9月7日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。</p> <p>町長挨拶のあと、琴南支所長より、内科、歯科診療所の診療状況の報告があり、委員より、新型インフルエンザ対応について質疑があり、執行部より、ワクチンについての具体的なことは、指示がないとのことでした。</p> <p>住民生活課長より、住民異動状況、人口・世帯数、総合案内窓口、ごみ収集の状況、火葬事業、し尿処理事業等の説明がありました。また、祭壇の組立・解体と運搬については業者委託でセットで運用したい、実施時期については、来年4月、場合によっては前倒しもあるとの報告がありました。</p> <p>委員より、火葬場使用料の見直しについて質疑があり、執行部より、火葬場維持管理費についてどこまで負担いただけるか、財政上も必要であり検討するとのことでした。また、委員より、年2回の町内一斉清掃について意見がありました。</p> <p>次に福祉保険課長より、乳幼児医療、母子医療、重心医療等の福祉医療の給付状況及び国民健康保険等の医療給付状況、後期高</p>
------------------------------	--

<p>黒木教育 民生常任 委員長</p>	<p> 齢者医療公費負担の状況等の説明がありました。 委員より、国保の高額医療費が増えているのはとの質疑があり、執行部より、腎臓病の透析患者等の増により増えているとのことでした。 健康増進課長より、行事報告、介護保険事業、特定健康診査、新型インフルエンザ対策、健康生きがい中核事業の状況等の説明がありました。委員より、満濃農改センターの工事の内容について質疑があり、執行部より、1階浴室の撤去、更衣室、シャワールームの設置。2階の視聴覚室は、クロスの張替え、天井・床の改修等を行い、中核生きがいの機器を搬入するとのことでした。 委員より、かりん温泉跡に出来る保健センターの検診内容について質疑があり、執行部より、乳幼児検診、2歳児・3歳児検診、それから離乳食講習、これから生まれてくる子供の親を対象とした、パパママ学級の実施等、また、今後、介護予防的な機器の設置も検討したいとのことでした。 また、委員より、健康生きがいの指導員の育成について質疑があり、執行部より、ボランティアでしてくれるかどうかかわからないが指導者養成は考えている。今年は、中讃広域で計画するのもあるが、募集が間にあうかどうかかわからないとのことでした。 また、委員より、かりん温泉廃止に伴う温泉送迎バスの運行について意見がありました。 次に学校教育課長より、新型インフルエンザの発生時の対応、行事報告等がありました。 委員より、新型インフルエンザでの学級閉鎖について質疑があり、執行部より、今は新型インフルエンザの検査を行わないので、新型インフルエンザの基準を適用するが、同じクラス内等の同一集団で、7日以内に2名以上出た場合等、感染拡大の恐れがある時は、学校医、保健所等と協議する。9月7日現在、琴南中と満濃中は、各3名いるが学校医との協議により、臨時休業、学級閉鎖はしないとの報告がありました。 委員より、中学校の統合について質疑があり、執行部より、広く意見を聞くための検討委員会、及びアンケート調査については定例の教育委員会で図りたいとのことでした。また、満濃中学改築等についても意見がありました。 次に社会教育課長より、人権教育、文化祭の予定等の行事報告がありました。 委員より、各公民館の管理について質疑があり、執行部より、公民館の管理については徹底して行きたいとのことでした。 委員より、各公民館の施設利用の調整について質疑があり、執行部より、公民館、児童館、青少年育成センター間の連絡体制網については十分出来ていない。今後、長尾会館も含めて検討したいとのことでした。 また、委員より、中寺の検討委員会について質疑があり、執行部より、整備計画を煮詰めているが、まだ詰まっていない。できたら、今年度中にしたいとのことでした。 </p>
------------------------------	--

<p>黒木教育 民生常任 委員長 末武議長</p>	<p>なお、お昼は、琴南小学校で給食の状況や内容を見ながら、子供たちと共に給食を食べ意見交換をしました。 以上、所管事務調査を行い午後3時30分委員会を閉会しました。 以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。</p>
<p>谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君 ただ今の委員長の報告の中で、最初にバスの運行、いわゆる、町が温泉行きのためのバスを購入すると。こいなことの中で、質疑の中でバスはかなりあるという意見もあって、そういうことについては、バスの運行とかあるいは運用については一元化を図りたいと、こういうような執行部のお答えがあったと。こういうような報告があったわけでありますが、それから、その次の報告の中で温泉バスについての若干報告があったんですが、このことで私聞き漏らしたんですが、このバスの購入等について一元化とかというような報告があったんですが、執行部としての考え方として一元化を図りたいというようなことでしたが、このバスの購入については委員会としては適正、妥当であるというような結論に達したのでしょうか。いかがですか、お尋ねいたします。</p>
<p>末武議長 黒木教育 民生常任 委員長</p>	<p>黒木保君 かりん温泉廃止後、執行部の方から仲南の温泉なり、琴南の温泉の方へ今利用しておる方に利用していただくということで、温泉バスを1日2回ですか、運転するというので執行部の方から時刻表等も出していただきまして検討しました。そういう中で、スクールバス等を使えばいいのではないかというようなご意見もありまして、総合的にまんのうにあるマイクロバス等を各課が管理しておるということで委員会としては、そのマイクロバスを一元化して有効にバスを利用していただきたいということで一元化の話が出ております。そういうことでありますのでご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>末武議長 黒木教育 民生常任 委員長</p>	<p>購入については。 追加します。購入については、今のバス事情については、十分でないということですので、今のかりん温泉に使っておるバスが17年という年月がありまして、やりかえということは必要であるという執行部の考えを報告いただきまして、それならば、まあ、購入についても、いたし方ないですけども、一元化を図って有効に利用してその一元化した中に、1台のバスが不用になるとなれば古いバスから廃車をしていくというような形を取っていただきたいということで、購入については一元化も含めて購入は必要であろうということになっております。</p>

<p>末武議長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君 それから、いわゆる、事業の中身が違うとは思いますが、やすらぎ荘が自前のバスで琴南地区のお年寄りの方を無料バスで送迎しておりますが、このまんのう地域においての、かりん温泉の利用者の送迎と従来、やすらぎ荘ですか、お年寄りの方のための健康保持とか、というようなことで温泉の無料バスを運行しておりますがこのあたりの兼ね合いとかについて議論があったのかどうか、お尋ねいたします。</p>
<p>末武議長 黒木教育 民生常任 委員長</p>	<p>黒木保君 温泉利用バスにつきましては、やはり、福祉の面でまんのう地区のお年寄りの利用によって運行して、かりん温泉の方へ1回のバスの運行で10名程度の老人が利用しておりますけれども、それについては、どうしても足りない方に必要であるということで、仲南の方で使われております福祉バスと同じような形で今運行しておるということですので、そのバスは老朽化しておるということで一応、買い換えたいということですので、これについては検討していくということで委員会としては、そういう話になっております。</p>
<p>末武議長 黒木教民 委員長</p>	<p>それともう一つ、やすらぎとの兼ね合いを議論したのか。 やすらぎの方も十分話し合いはしておりますけれども、（関係ない。）やすらぎの方についてはしておりませんので。そういうことをご理解いただきたいと思います。</p>
<p>末武議長 大西豊議員</p>	<p>大西豊君 先ほど、委員長が詳しく報告がありましたので、私、1点だけについて質問させていただきます。最終的には執行者が、そういう資料があったかなかったかということです。先の8月の臨時議会において、かりん温泉の設置条例の廃止が賛成多数で可決されたわけでありましたが、今年に入って3月、4月、執行者の方から指定管理者を含めてビックバンによる経営診断による指定管理者の公募にするか、非公募にするかという中で指定管理者については9月末までに、指定管理者に対する経営努力によっては公募にするという中で、各公社よりいろいろ経営努力について説明があり改善されている部分はあったと思いますが、まだ、十分でないと思います。その中でかりん温泉について詳しくお伺いいたします。3月、4月の全員協議会において執行者より、人件費の削減並びに経営努力によって改善計画を発表され、9月を目途に判断をしたいという旨で全員協議会において、およそ10枚ぐらいの資料をいただいて職員も半減をし、営業日数も減少し、縮小し、ということで報告がありました。そのことで教育民生常任委員会において指定管理者のように第1四半期の改善についての数字の報告があったかどうか、その点についてお伺いをします。</p>
<p>末武議長</p>	<p>黒木保君</p>

<p>黒木教育 民生常任 委員長 末武議長 大西豊議員</p> <p>末武議長 白川年男 議員 末武議長 白川年議員 末武議長</p> <p>日程第7</p> <p>大西豊建設 経済常任 委員長</p>	<p>ただ今の大西議員の質問に対しまして、教育民生常任委員会におきましては、かりん温泉の経営改善ということで当初執行部が全員協議会等で話されまして、その後、経営改善されましたが、その数字的なものにつきましては教育民生常任委員会の方では、執行部の方から提示はいただいておりますので報告をいたします。</p> <p>大西豊君</p> <p>ありがとうございます。今本当に、今以後については教育民生常任委員会では、第1四半期の経営改善状況についての数値が発表されなかったということですので、また私この件については一般質問において質問をしようと思っておりますので、細かいことについては一般質問に回させていただきます。執行者をお願いしておきたいことは、やはり議会で約束したこと、全員協議会で約束したこと、前々から議会において人件費が多い、例えば、かりん温泉の場合であれば平成4年に約19万人、合併時には約9万人ということで人件費については発言してきたところであります。そういうことについては一般質問で質問させていただきます。</p> <p>白川年男議員</p> <p>簡単なことですが、中学校送り迎えしとるというのは大型バスで送り迎えしとんですけど、あれは中型、28人乗りとか、せいなんでは、できるんでないかなあと思うし、あれは、</p> <p>ちょっとこれなあ、委員長に対する質疑ですので。</p> <p>所管の方で聞きます。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 大西豊君</p> <p>建設経済常任委員会の委員長報告を行います。</p> <p>去る8月10日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、その他であります。</p> <p>町長挨拶の後、総務課長より、交付金充当事業一覧表の一部変更について説明がありました。</p>
---	--

<p>大西豊建設 経済常任 委員長</p>	<p>産業経済課長より、プレミアム商品券の発行、観光協会ホームページの作成の説明がありました。プレミアム商品券については、昨年同様に10,000円に対し、1,000円、1割を上乘せするものである。補正事業費の主な内訳として商品券補助金800万円、商品券等デザイン委託料200万円、これは町内出身の漫画家、寺嶋裕二さんにデザインをお願いするものである。商品券発行機、システム開発費等で330万円、商品券印刷代、商店取引手数料で230万円とのことでもあります。</p> <p>観光協会ホームページの作成については、500万円でホームページを作成し、また、特産品等、商品の紹介を行い販売する計画をしているとのことでした。</p> <p>委員より、この商品券の発行は一般向け、高齢化、少子化、地域再生が大きな課題、子育て応援のプレミアム付き商品券の発行はとの質疑があり、執行部より、補助金として1割を、2割とか、考えられなくもないが、対象者やシステムを検討する必要があるとのことでした。</p> <p>また、委員より、今までの商品券は1人10万円を限度としているので、1人5万円を限度にして広く使えるように出来ないかとの質疑があり、執行部より、商工会と検討し、使い方についてはPRをしていき、やり方を考えたいとのことでした。</p> <p>次に、建設課長より、道路整備事業について、まず、仲南支所分として町道買田満濃支線の改良、琴南支所分として町道焼尾1号線の改良、本庁分として町道五毛線より火葬場までの町道の新設について説明がありました。</p> <p>委員より、火葬場のそばに駐車場を作ってほしいとの意見があり、執行部より、地図上での線形を書いており高低差もあり、民有地もある。出来る限り火葬場の近くで駐車場の確保をしたい。今後、民有地については協力をお願いするとのことでした。</p> <p>次に、土地改良課長より、新規農道舗装計画、農地有効利用支援整備事業について説明がありました。新規農道舗装計画は、地域から申請が上がっており、4m以下の農道の場合は、分担金徴収条例により地元負担金を徴収する。吉野、高屋原地区ほか5件で900万円の事業費とのことでした。また、農地有効利用支援整備事業については、100万円であり、耕作放棄地になる恐れのある地域に対する、農地や農業水利施設等の簡易な整備事業の町負担分に充当するとのことでした。</p> <p>次に、水道課長より、水源の状況、高屋原浄水場の臭気問題については、今回の国の補正予算におきまして公共投資臨時交付金が交付されるので、平成22年、23年度で計画していた高度処理事業のオゾン活性炭処理事業を、21年度の追加補正としてお願いしたいとのことでした。</p> <p>委員より、上水道と簡易水道の統合について質疑があり、執行部より、収支均衡、独立採算になるとのことでした。また、委員より、満濃池の水の浄化、満濃池に流入する水についてもどうするのかとの質疑があり、執行部より、満濃池土地改良区及び関係機関と協議をするとのことでした。</p>
-------------------------------	---

<p>大西豊建設 経済常任 委員長</p>	<p>以上、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の協議を行い、午前11時35分に委員会を閉会しました。</p> <p>また、去る9月4日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、所管事務調査、その他であります。</p> <p>栗田町長挨拶の後、産業経済課長より、農業委員会定例会の開催状況の報告、農業振興関係として、まんのう地域担い手育成総合支援協議会総会、まんのう地域水田農業推進協議会総会等、また、有害鳥獣被害対策事業では、いのしし捕獲頭数が8月31日までで、72頭捕獲との報告がありました。また、ひまわり祭りを7月19日に実施、第33回まんのうフェスティバルを8月1日に開催した報告がありました。</p> <p>林業関係として、仲南地区町有林管理事業として、17.44ヘクタール、また、琴南地区町有林管理事業として、0.4ヘクタール、また、吉野地区のふれあいの森で、0.56ヘクタールの下刈等を実施したとの報告がありました。</p> <p>委員より、いのしし捕獲の方策等について質疑があり、執行部より、対策としては、猟友会を通じて年間を通して捕獲しているが、今後、県下の状況を聞きながら進めていきたいとのことでした。</p> <p>建設課長より、工事進捗状況等について報告があり、林道では、仲南地区、塩入三野線は、7月2日に発注、琴南地区、笠形線は7月27日に発注、改良事業では仲南地区、塩入三野線は7月10日に発注、琴南地区、塩江琴南線は、10月以降に発注予定。</p> <p>土木関係の道路改良では、仲南地区、生間満濃線は7月24日発注、満濃高篠地区、神事場線は9月1日発注、琴南地区、造田六地藏線、仲南地区、帆山本目線、満濃長尾地区、田渕中央線、満濃四条地区、福家3号線は10月以降発注予定とのことでした。</p> <p>また都市計画関係の満濃池周辺整備の護岸工事3地区については、20年度の繰越事業であるが、現在も満濃池の水位が高く工事が出来ない状況である。また、ほたる見公園からの町道五毛線工事については、7月28日発注とのことでした。</p> <p>また、下水道関係、農業集落排水関係について、接続件数等の報告がありました。</p> <p>委員より、県道丸亀三好線について質疑があり、執行部より、事業主体は県であり県へはお願いしている。町としても側面から協力をするとのことでした。また、委員より、琴南地区、林道笠形線について質疑があり、執行部より、補助金返還を伴わない、事業要件達成残延長まで、開設した時点で再検討したいとのことでした。</p> <p>土地改良課長より、町内の主要なため池の貯水状況、平成21年度の工事について説明があり、単県土地改良事業では3件入札が終わっているとの報告がありました。また、県営中山間総合整備事業では2件発注済みとの報告がありました。</p> <p>また、土地改良事業の説明資料を、まんのう町内のすべての自治会長さんに発送したとの報告がありました。委員より、今回の</p>
-------------------------------	--

<p>大西豊建設 経済常任 委員長</p>	<p>政権交代に伴う公共事業の見直しについて質疑があり、執行部より、今の時点では何も聞いてないとのことでした。</p> <p>次に、地籍調査課長より、本年度の計画等について説明がありました。</p> <p>委員より、筆界未定について質疑があり、執行部より、毎年2～3件は筆界未定になっているとのことでした。</p> <p>次に、水道課長より、平成21年度の水道事業の主な工事について、上水では、照井地区からの水源確保事業、水道石綿管更新事業、簡水では造田浄水場への導水管工事等説明がありました。</p> <p>臭気対策については、毎日、粉末活性炭を投入して臭気をおさえているが完全には取り除かれていない。今年度において、高屋原浄水場高度処理施設を施工するよう計画し、現在、10月を目途に工事を発注する予定との報告がありました。</p> <p>また、この平成21年度まんのう町高屋原 浄水場改良事業 高度浄水処理施設 築造工事については、地方公営企業法に基づく水道事業であり、工事契約については地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決を要しないこととなっているので、契約後に報告があるとの説明がありました。</p> <p>委員より、高度処理をする時の切り替えについて質疑があり、執行部より、維持管理費が少なくなるように、状況に応じた3タイプのバルブ操作を行い対応するとのことでした。</p> <p>また、委員より、年間の維持管理費について質疑があり、現時点での積算では、現在している粉末活性炭処理では、約3,200万円、粒状活性炭処理では、約2,000万円、オゾン・活性炭処理では、約1,000万円とのことでした。</p> <p>また、委員より、満濃池土地改良区の理事会について質疑があり、執行部より、8月21日に理事会があり事務局が現在実施している水質改善対策等は、水面から6m下がったゲートからの配水の実施、また、本年度から満濃池としても上水道と同じように水質検査を五毛大橋付近と配水塔周辺の2ヶ所で年3回実施予定である。</p> <p>また、理事会の見解として、農業用水として水質悪化による稲作等の悪影響は出ていないと考えている。まんのう町への要望としては、五毛・江畑全地区の合併浄化槽の整備をお願いしたい。また、周辺の家畜等の影響についても、この水質検査を継続しながら、関係市町と連絡調整をして早急に対応できるようにしたいとの報告がありました。</p> <p>また、過去には、丸亀市が、現在抜いている表面から6mより下にある6番ゲートで抜いたことがあり、表面水と一緒に抜いたが、かなりの濁土で水道水に相当な影響が出たとの報告がありました。</p> <p>以上、所管事務調査を行い、午後12時10分に委員会を閉会しました。</p> <p>以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。</p>
<p>末武議長</p>	<p>これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p>

日程第8	末武議長	<p>ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 議場の時計で11時まで休憩いたします。</p>	休憩 10時47分
	谷森交通 対策特別 委員長	<p>休憩を戻して会議を再開いたします。</p> <p>再開 11時00分</p> <p>日程第8 交通対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 交通対策特別委員会の委員長の報告を求めます。交通対策特別委員会委員長 谷森哲夫君 交通対策特別委員会の委員長報告を行います。 去る8月5日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、企画政策課長、担当職員、建設課長、琴南支所長、仲南支所長の出席により特別委員会を開催いたしました。 議題につきましては、交通対策であります。 町長挨拶の後、議題に入り、企画政策課長より、今までのまんのう町地域公共交通協議会の第1回から第6回開催の報告がありました。 また、8月3日よりデマンドタクシー登録受付の開始、11月2日より試験運行開始。予約センターについては商工会へ委託。 デマンドタクシー運行管理システム構築費用の委託ヒヤリング、プレゼンを受けて、NTT西日本のシステムに決まり、金額についても、当初見込額1,430万円より安く、1,050万円で契約を進めている。また、デマンドタクシー乗継ぎ場所、及び乗継ぎの仕方、デマンドタクシー、路線バスとの共通パス券等について説明がありました。また、福祉タクシー利用状況等についても報告がありました。 委員より、初期投資及び運行経費についての質疑があり、執行部より、今年2月に説明した当初資料より、現時点では初期投資で約250万円、運行経費で約430万円減額見込みとのことでした。 また、委員より、人件費について質疑があり、執行部より、国の緊急経済対策で今年を含め3年間は県よりいただけるので、2名分は町からの負担は不要とのことでした。</p>	

<p>谷森交通 対策特別 委員長</p>	<p>委員より、運行費の支払いについて質疑があり、執行部より、車を走らせても、走らせなくても、契約期間を通して借上げしているのだから年間支払いをするとのことでした。</p> <p>委員より、11月から試験運行とあるが、うまくいかない場合はどうするのかとの質疑があり、執行部より、3年間は国の援助をいただいて実証運行、初期の目的が達成できなければ見直しが必要。より利便性の高い形態を模索しながら走らせたいとのことでした。また、この事業に対しては、より理解を深めてもらい、利用者に喜んでもらえるよう、議会としても努力すべきであるとの意見もありました。また、次に仲南地区のふれあいバスは来年3月で中止とのことでした。</p>
<p>末武議長</p>	<p>委員より、告知放送でお知らせするよりも、各支所等の会合等で、周知してほしいとの意見があり、執行部より、両支所で会合ごとに説明していくとのことでした。</p> <p>委員より、乗継ぎ拠点の時刻表を調べて公表してほしいとの質疑があり、執行部より、デマンドは乗り合いタクシーなのできちんと時間どおりに運行できない。時刻表は公表するが、乗継ぎできる約束は出来ないとのことでした。また、委員より、琴南川奥地区の久保谷から川奥集会場付近では、携帯電話の電波がはいらない。エリア拡大の願いをしてほしいとの意見がありました。</p> <p>委員より、商店、病院等にスポンサーになってもらい、コストを低減することも考えてほしいとの意見がありました。</p> <p>今後も調査研究をしていくこととし、午前11時30分に委員会を閉会致しました。</p> <p>以上で交通対策特別委員会の委員長報告と致します。</p>
<p>末武議長</p>	<p>これをもって、交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>本屋敷崇君</p>
<p>本屋敷議員</p>	<p>委員長さんにご質問させていただきます。先ほど教民の方で委員長さんの方から質問がありましたけれども、そもそも特別委員会の出来上がり自体が、複雑化する交通体系、また、増大する交通システムに係る経費を見直すための特別委員会の目的であったと思うんですが今回デマンドタクシーがはいることによってですね、町内の交通体系が、どのように簡素化され、また経費が削減されるのかというところがですね、少しちょっと特別委員会の方でデマンドタクシーありきの話であってですね、全体的な交通体系を見直すというような部分が落ちているのではないかと思います、そういったあたりの議論はされているのかどうかというところを少しお聞かせ下さい。</p>
<p>末武議長</p>	<p>谷森哲雄君</p>

<p>谷森交通 対策特別 委員長</p>	<p>本屋敷議員の質問にお答えいたします。交通体系の見直し等について琴参バスの減便とか、あるいはまた、交通対策協議会の中にそれぞれの交通機関 JR、琴電、琴参バスとか、タクシー会社とか、それから県関係とか、土木事務所とか、それから町内の老人会とか、婦人会とか、色んな方からの、色んな団体からの出席をいただいて交通対策協議会というんですか、それが開かれて町内全体の効率的な交通体系の見直しとか、そういうようなことで町が毎年高額の助成をしております琴参バス等についても減便と、こういうようなことも検討されております。それで現実に、ある程度、どの線を減便するかという具体的な案も出ております。以上です。</p>
<p>末武議長 本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君 先ほど、教育民生常任委員会の方ではスクールバスですか、話もでておりましたけれども委員会としてはですね、課を越えて委員会を越えてという部分の議論はちょっと難しいところがありまして、出来れば特別委員会の方にですね、もう少し交通対策協議会等々でお話していただける事項としてですね、全体的な交通システム等々を話していただければ有難いんですが、今後そういうことを話す予定はあるんでしょうか。</p>
<p>末武議長 谷森交通 対策特別 委員長</p>	<p>谷森哲雄君 本屋敷議員のご要請でもありますので、今後、町内の先ほどもありましたが、いわゆる町のバスの台数とか、それからまんこの町としての交通対策についての費用負担とか、それから全体的な交通対策について、今後、交通対策特別委員会でも議題にしてそういうことも議論を深めて行きたいと思います。</p>
<p>末武議長 藤田議員</p>	<p>藤田昌大君 委員長報告に対して若干、2、3質問したいと思いますのでお答え願いたいと思います。報告の中にですね、2年間の人件費は県から出るとか、いろんな部分がありましたけれども、それが今の時点で確約されるのかどうかというのが、1点お聞きしたいのと今後のですね、その見通し、それを過ぎた時の見通しがですね、初期投資が3千万であってあとの2年以降はですね、設備がいらんので1千5百万か2千万でいたい済むだろうという報告を受けたと思うんですね。まあ、そういった中で、今町長の方からデマンドの申込が460件あったという町政報告の中でありましたので、そういった中でですね、このデマンドタクシーの運行方法についてですね、見直しを図ると3年たったら。そういう部分の判断基準を明確にしとかないかんと思います。ここで、こんだけであれば、こう見直す、こんだけであれば中止とか、そういった判断基準がある程度今のうちに明確になつたらんと、いきあたりばったりで1年たった、2年たった、3年たったというので見直しでなくてですね、やはり計画ですから、やっぱり計画をする部分はですね、当然あると思いますし、私は1千5百万やったらいつまでもずっと続けてくださいという感覚を持っています。</p>

藤田議員	<p>なんでかというとは福祉で町民サービスでしょ。ですからある面、儲かるはずがない部分ですので、ある面ですね、どこまでの基準を持って打ち切るのか、どこまでの基準を持って継続していくのか、そういった部分について住民非常に不安を感じていますのでタクシーチケットとか、仲南のふれあいバスがなくなるとかね、いろんな影響が出てくると思うんです。この分によって。ですからその辺の部分について委員長、議論なされたのか、それともこれからになるのか、やっぱりその辺はですね、ある程度きちっとしておかんと発車したは、すぐ打ち切りやいうのでは、もってのほかでございますので、その辺については1千万、1千5百万やったらずっと続けていきますよと。ただ、デマンドでありますからね、非常に利用者については非常に難しい部分が混乱せんかなと思うんがあります。そういった部分のことも含めてですね、委員長に答弁いただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>末武議長 谷森交通 対策特別 委員長</p>	<p>谷森哲雄君</p> <p>ただ今の質問にお答えいたします。まず、最初に人件費の関係でございますが、これは経済不況対策ということで県の方から3年間に限って人件費の一部300万ですか、これを負担いたしますということでございます。その後については定かではありません。それから、また全体の乗合タクシーを運行するのに当初は3千万ぐらいと、こういうことを予測しておりますが、だいたい今そういうような数字が上がってきております。そういう議論の中でいわゆる藤田議員の質問の中にありましたが一定の金額いうんですか、上限か、これを越えたら考えるとか、あるいはそれ以下やったらとか、こういうご意見はしばしば意見がありまして、色々議論したわけではありますが、やはり、中々、その一定の金額の上限とかいうのを定めるのは非常に難しいことでもありますし、そしてまた、現実に運行した実績もありませんので今後運行していた経緯の中で経費の問題とか、運行のあり方とか、それからまた、私たちとしてはより多くの人に理解をしてもらいデマンドタクシーを使っただいて、お年寄りが元気で喜んでもらえるような乗合タクシーにしていくのが我々の責務であるところのように考えております。そして、藤田議員の意見もありましたが、これは利潤を追求するのが原則ではありません。やはり、まんのう地域の全体を考えた場合にバスの便も少ない、あるいは高齢者世帯、若い者と同居してない世帯もかなり多うございます。そういう方そしてまたへんぴなところで住んでおられる方の足の確保が目的でありますので、そういうことも私たちの配慮を理解をしながら、このデマンド乗合タクシーが多くの方にご利用いただいで出来るだけ少ない費用で皆さんにご利用いただければと、このように考えておりますので藤田議員はじめ皆様方是非このシステムを皆様方によくしらしめていただいで、より多くの方が利用していただけるようご協力ご理解よろしく願いいたします。</p>
<p>末武議長 藤田議員</p>	<p>藤田昌大君</p> <p>デマンドタクシー乗合タクシーについては、わかっていることはわかっているのですが、ただ経費なんかはね、これ一定の経費</p>

<p>藤田議員</p>	<p>でいける筈なんです。ただ、運行回数によって油代がなんぼいったんやと、言うぐらいのものが増えるだけだろうと思うんですが、もう1点、ちょっとややこしいことがありましたので、うちのお袋も当然対象者になってましてですね、商工会から報告書を出してくださいということで、申込書ですか、出して下さいということがありましたので、所属課長ご存知やろと思いますけれども、その文章についてですね、非常にわけのわからん文章が届いたんで大変失礼なんでありましてけれども、商工会がその委託業務をして本当にこなせるのかなと、私は心配をしています。その辺についてですね、やっぱり、本当にデータどおり打ち出して、それを発送したらですね、年寄りが非常に混乱すると思います。それをちゃんと確認しながらですね、例えば、明らかな女の名前であるにもかかわらず、男の名前を丸をしてきたりですね、電話番号、最低4桁しかないでしょう。それやのに3桁の電話番号を入力してきているんです。そういったですね、安易にお年寄りに発送するんですよ、それが年寄りが理解できるかということを僕は非常に心配しとんです。ですから、委託する商工会の指導なりですね、点検はどこがどうするのかいうのをですね、ちゃんとあの委員会の中でしてもらわんとやっぱり実態をですね、確認していただきたい。ただ460名きたきん、かけるなんぼでどうこういう部分はですね、収入の部分で出てくるかもわかりませんが安易なことをせんようにしてもらいたい。経費はだいたいもう決まっていますと思います。毎年ね、だいたい、油代がなんぼいったか、かんぼいったかで増えたり減ったりするだけのもので、あと収入いうたって収入によってですね、どうこうするいう僕は議論はたぶん委員長さん、ないと思うんですね。その辺も含めてですね、ちゃんと住民にですね、遺漏がないような、異存がないようにですね、これも福祉目的のお年寄りや障害者のサービスでございますよというのを、きちっとしていきながらね、きちっとこういった運行がですね、確実にできるようにお願いしたいと思います。当面混乱するのはわかっていますので、その辺も委員会の中でですね、きちっと、あらゆるケースを含めながらやっていって異存のないようにしていただきたいと思うのですけれども、委員長どなんお考えでしょうか。お尋ねします。</p>
<p>末武議長 谷森交通 対策特別 委員長</p>	<p>谷森哲雄君</p> <p>ただ今の質問にお答えいたします。最初に利用の申込書をお送りいたしまして、あるいはその必要な方がそれを支所とか役場本庁とかでもらって、それで非常に様式は簡略されとんですが、それを支所なり商工会あるいは本庁へ届けまして本庁の担当の方から商工会へ行ってそれでまた、確認書のような、ちょっとはつきりその書類のタイトル、表題部は覚えてないんですが、そういう利用申込書の確認いうんですか、その書類が私も見たんですが今藤田議員が指摘ありましたように、男と女のところに最初から丸印がはいっていると、それも女性であるのに男の方へ丸印がはいるとというようなことで私もこれは、ちょっといかなものかと思ひまして行政がそれを作成したとか、そこまで私は定かでないんですが、やはりまんのう町がこういう事業を進めておるんであれば、もう少しこの書類についてはきちんとしていただきたいなというようなことで担当の方へ電話いたしまして、こういうよ</p>

<p>谷森交通 対策特別 委員長</p>	<p>うなことがあると、それからまた、もう一つ住所、氏名とか、行先とか書くように書式になっておりまして、最後の1番下の欄に確認の印を押すというようになってんですが、これも印を押す箇所がもう少し上の方の四角い小さな枠の中の方へ、そういうことを設けるのがいいのではないかと、というようなことも申し上げたりいたしました。いずれにいたしましても商工会と執行部とも初めての事案でありますので、いろんな申込とか登録確認書式についても、やはりいろんなご意見があつてまた、改めるべきは改めてより利用者に理解がきちんと出来るような書式にしてほしいということは担当の方へ申し述べておりますし、それから、また商工会のオペレーターというんですか、お年寄りの方が申込した場合に電話の応対についてはどのようにされますか、特にお年寄りやから耳の遠い方とか中々理解しがたい、そういう方に対して非常に丁寧に親切でやさしくお答えする必要があるのではないかと、こういうことを委員会でお尋ねいたしますと、担当課よりこれはNTTですか、専門の方でそういうオペレーターの研修を行いますと、そしてまた、それぞれの地域全体がどういう形態であるかと、山間へき地とか、お年寄りの状況とかこういうことも事前に確認するような作業いうんですか、手はずを整えますと、こういうようなお答えいただいておりますので、まだまだ、これからよく皆さんのご意見を聞いたり、このようにしたらいいんでなかとというようなことも申し上げまして企画と商工会との連携プレーの元に出来るだけ本当に何いうんですか、皆さんがトラブらないような事業の発信に努めていただけるよう私たちも努力いたします。</p>
<p>末武議長 藤田議員</p>	<p>藤田昌大君 しつこくいつて申し訳ないんですが、折角ね、ええ事業がスタートしますんで、最大限のですね、取り組みをしたという部分ですね、是非、委員会として執行部なり請負業者にしとってほしいんです。といいますのが、やはりうちのお袋いうと個人的になって申し訳ないのですが、お年寄りが心配しているのは老人家庭とかですね、1人暮らしのとことかがですね、書けいわれても、わからんところがよけあると想定されたんですね。それに対して担当課に聞きますと聞き取り調査は、その報告がきたら出向いていってちゃんとしますよと言ってくれましたんで、ぬかりないと思うんですが、あらゆる場面を想定しながらですね、やはり委員会として決まったことですのでやっぱり委員会がきちっと、今度の政治の流れでないんですけども官僚がいったことが何でもかんでも通るんでないと。いきながらですね、すばらしいことやと僕は思うんですね、このことについては。それがやっぱり議会がきちっとした中でですね、すばらしいものが出来たと。そして民も行政も一体となったことで住民サービスに今までにないことが出来たいうことをですね、是非、出していただきたいと思いますので慎重な運用をよろしく願いしてですね、終わりたいと思います。以上です。</p>
<p>末武議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。 (なし)</p>

<p>日程第9</p> <p>末武議長</p> <p>橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第9 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を求めます。満濃中学校改築調査特別委員会委員長 橋田忍君</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。</p> <p>去る7月27日午前8時より、委員7名、議長同席のもと執行部より、町長、教育長、総務課、課長、行革担当職員、建設課長、学校教育課長、満中改築対策室職員出席により、PFI法に基づき建築されている徳島市立高校の視察調査を行いました。</p> <p>徳島市立高校整備事業は、平成14年度にPFI導入を決定し、平成15年度にPFI導入可能性調査を実施しアドバイザー業務の実施を経て、事業推進の途中、平成16年度に市長の交代による事業内容の再検討などを経て、平成18年度に実施方針を公表、平成19年度にPFI事業者と契約を締結し、平成22年の供用開始を目指して現在の進捗状況が50パーセントの事業であります。事業者は、6社で構成する徳島市高PFIサービスで、地元企業が3社入っているとのことでした。</p> <p>徳島市立高校での視察調査は、徳島市議会、徳島市教育委員会、市立高校の方から校舍整備事業について説明を受け、事前に提出していた質問事項についての回答をいただき、質疑を行う形式での研修を行いました。</p> <p>事前に提出していた質問の、事業手続、契約に際しての募集要項、要求水準書、条件規定書等の自由度、精度はどうあるべきかということについて、PFIは性能発注で民間事業者の創意工夫によるところがメリットと言われているが、学校単独の改築の場合は、必要な教室が殆ど決まっており、民間の創造力がどこまで発揮されるかが疑問である。仕様発注と性能発注をミックスし自治体が必要な整備を行うことが最善であると思われる、との回答をいただきました。</p> <p>次に、PFI事業の先輩として、留意すべき点、反省点を示していただきたい、との依頼には、庁内連携によって、学校の改築という事業は町全体でしていること、との認識を関係各課が持って、お互いの協力が重要である、ということ、さらに、コンサルタントの選定に当たっては、その会社の実績や、担当者の経験はもとより、職員がやりとりをしやすい相手を選定することが重要である、との助言をいただきました。</p> <p>また、反省点として、学校の建築に関しての発注形式は、性能発注にこだわらず、仕様発注を合わせたほうが行政の思いが事業者に伝わり、良い学校ができること、また、余裕のある事業スケジュールを組んで、十分に議論をして事業を進めることが大切であると教えていただきました。</p> <p>事務局の説明の後、委員より、PFI事業の契約期間は14年、情報システムの契約期間は5年であるが、期間が違うのは何故</p>
--	--

<p>橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長</p>	<p>か、との質問があり、これは、銀行から融資を受けるのに15年以内なら固定金利で融資が受けられること。また、情報システムについては、パソコンの更新サイクルを踏まえての契約期間の設定をしていると、回答がありました。</p> <p>また、PFI手法で事業を実施するにあたって、議会で議決をもらった議案はどの程度あるか、との質問には、予算議案、契約議案、工事の支払いの3案件とのことでした。</p> <p>さらに、事業の契約期間の14年間で予測出来なかった事案についての対処の方法についての質問に対しては、維持管理については、要求水準、契約書に盛り込んでいる。不可抗力については両方で協議するが、地震等の不可抗力的なものが原因による改修などについては、行政側の負担になると思われる、とのことでした。</p> <p>会議室での意見交換の後、工事中の校舎等を視察しました。</p> <p>今後も委員会として、満濃中学校改築について調査研究していくこととし、午前11時50分視察調査を終えました。</p> <p>また、去る9月3日午後1時より、第1委員会室におきまして委員7名、副議長同席のもと執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、行革担当職員、建設課長、学校教育課長、満中改築対策室職員の出席により満濃中学校改築調査特別委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、満濃中学校改築調査についてであります。</p> <p>栗田町長あいさつのあと、議題にはいり、満濃中学校改築対策室より、民間活力PFI手法等導入可能性調査業務を、東京都の株式会社、日本経済研究所に935万円で委託、委託期間は11月30日までとの報告がありました。</p> <p>また、導入可能性調査の進捗状況、検討事項等、学校用地の取得状況、また、先進地視察をとおしての注意点等の報告がありました。</p> <p>先進地視察で得られた内容に、VE方式というものがあり、これはコストは同等か、あるいは低減させて、機能を向上させる提案である、などの説明がありました。</p> <p>先進地視察で得られたことで、満濃中学校の改築に関して取り入れられること、生かしたいことについてであるが、現在、導入可能性調査を実施しているが、その中でPFI方式で事業を実施した時にどれだけの費用削減が出来るかという基礎になるための設計を実施し、今年末を目途に満中の改築をどういう形態で実施するかということで、次の3つの選択肢があるとのことでした。</p> <p>まず一つとして、PFIでの実施。次に、ある程度設計書を取入れたPFIプラスVE方式での実施。三つ目に、従来方式での実施という3つの中から最適な改築方法を選択する、との報告がありました。</p> <p>また、満中の地質調査の結果、地盤としては、そんなに悪い地盤ではないとの結果が出ているとのことでした。</p>
--	---

橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長	<p>委員より、委託している日本経済研究所はかなり実績はあるが、文教施設の実績が少ない、スタッフの方がどのような実績を持っているのか。どこかの成果品をチェックしているのかとの質疑があり、執行部より、導入可能性調査に6社から応募があったが、その中から委託先1社を選択する基準として、その担当者の学校のPFIのアドバイザー業務の経験をまず1番に優先、次に学校のPFIの導入可能性調査の経験、その次に文教施設である学校給食センター、図書館などのアドバイザー業務の経験を優先。その次に文教施設の導入可能性調査の経験を加味して選定したとのことでした。</p> <p>また、委員より、委託結果が11月末に出るが、もし従来方式になった場合に委託料は無駄になるのかと質疑があり、執行部より、どういった方式での改築が満中にとって最適なのかを検討する調査であるので、無駄にはならないとのことでした。</p> <p>また、委員より、内容について議会と協議してほしいとの意見があり、執行部より、今しているのが導入可能性調査、次のステップとしてアドバイザー業務がある。導入可能性調査は、従来方式で建築、維持管理をするのと、PFIによってするのは、どれだけの価値の差があるのかを検討するもので、それを基に行政は意思決定をする。そこからアドバイザー業務を1年かけて実施。この時に、本当にどういう学校を作るのかということを、地域の人たち、学校の先生、議員の皆さん等を含めて何回も協議することとなる。</p> <p>また、従来方式で実施して、基本設計でする場合も同じように地元の方、PTAの方、学校の先生にも意見聴取をしていくとのことでした。</p> <p>また、現在実施している導入可能性調査の中で行っている設計は、改築方式が従来方式となれば、基本設計に移行出来るものであり、PFI方式となれば、アドバイザー業務にスムーズに移行できる設計として位置づけている、とのことでした。</p> <p>また、委員より、満濃中学校の改築がどういう動きをしているかを、内容をわかりやすくして、ホームページ、広報誌で知らせてほしいとの意見がありました。</p> <p>今後も委員会として、満濃中学校改築について調査研究していくこととし、午後3時15分委員会を閉会しました。</p> <p>以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。</p>
末武議長	<p>これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>藤田昌大君</p>
藤田議員	<p>申し訳ないですが、あの2、3質問させていただきたいと思います。PFI導入についてはですね、今後の行政の中にある部分</p>

<p>藤田議員</p>	<p>の建築についてですね、効率的な運用して今後のですね、中のあとあとの運用もきちんとして行こうという方向性をだした部分だろうと思っていますので、大変結構なんですけど、1点目の疑問点については研修先の関係でありますので、こちら満濃中学校なんですよ、それが徳島市立高校であるということが果たして適当であったのか、なかったのかと。どういう判断で市立高校にいったか、例えば、ずばり言いますと満濃中学校は義務教育ですね、高校になったら義務教育とちがうでしょ。そういった部分と徳島市とまんのう町の位置づけでですね、多分、中身はかわらんと思うんで行ったと思うんですが適当であったんか、なかったんか判断をどこでやったのか実態が違いすぎると思うんですね。そして、はじめはどしたん1社のみやったんかなと思ってしたら6社から色々な調整をとってですね、1社に決定して日本経済研究所に決めましたということですので、色々な会社から申し入れがありながら過去の実績において日本経済研究所が適当であるということで、そこに決定したと別に入札も何もしてなくて実績報告を見てですね、それがいいと思って判断したということですね。ですからその辺の確固たる裏づけをしてほしいなと思いました。何でもかなことかということですね、この9月補正で1千万の補正が出てるんですよ。PFIの。まあ、そういった部分で委員長にお尋ねしますけどもそういった議論はですね、なされたのか、なされなかったのかということですね、ともすれば従来どおりの3方式があると言いまして従来どおりやったら全然関係なしになるやないか、ちょっとあれが危惧されますので、やはり僕は、PFI導入はある程度前向きにこれからの行政はして行くべきだろうと思っています。ただ、その裏づけをきちっとやってもらいたいし、例えばこの1千万、ただ、この方式の導入調査料だけが何で委託料で1千万いるんや僕らにしたら大変大きな金額と思うんですね。やっぱりその根拠はどこにあるのかなあという議論をですね、是非、委員会ですつとしとんで、この委託料はこの中からも出てきとると思うんですね。積算根拠は。この委員会の中から。ですからそのことをちょっと委員長にお尋ねいたしますのでよろしくお願いします。</p>
<p>末武議長 橋田満中 改築特別 委員長</p>	<p>橋田忍君</p> <p>あの、市立高校をどうして選んだかと、義務教育と任意的な高校との違いがあるんじゃないかなという内容だったと思うんですけども、これはPFI方式を既に導入されているという過程をどうしても知りたいというものと、一般的にも色々研修しておったんですけども、そのものの実際のあがり方というものはどうであったのかということに対してどうしても行てみたらどうだろうかと形の中で行ってきました。それと6社あって1社にしたという内容だったと思うんですが、これについては基礎的なものが、さっき報告したようにそういう内容によって選んだという形なんです。それと従来方式かということなんですけれども、やはりPFI方式とVE方式、両方を加味したんですけど、それと従来方式、これはやはり、そういうようなものをいったん取ってみると、どっちにかかれるかというのがわからないから930万少々のお金がいってでも選んだということです。</p>

<p>末武議長 藤田議員</p>	<p>藤田昌大君 聞いたのはね、やはり予算的なこともありますので、おい北海道行ったらこれがあるわ言うたっていける筈ないんですよ。だから、予算的な部分で適当であって日帰りも可能だしそういった部分で行っただろうと理解しています。だからそういった部分です、委員長に回答していただきたかったんですが、ただね、原則的な学校経営の部分についてはやはり高校と中学とでは違いますよということをおかんとね、給食の問題とか色々出てくると思うんですね。そういった部分でちょっとお聞きただけでございまして、何で決めたんやいうたら、たぶん報告されてですね、係りの人がここやったら間違いないだろうと僕は判断したんでないかなと思うんですよ。それで結構なんですよ。今から手探りで探すんやからね、やっぱり、これがいかん、ええいうことは僕らも言えませんし執行部も言えるあがないと思いますので、僕は信頼してそこに選んだなあという気がしますんであんまり気にせんとって下さい。やっぱり委員会ですのできちっとした対応をしていただけたらと思っています。あとの3点目については、それからの結果だろうと思いますのであえて申しませんので十分な委員会質疑をですね、是非していただくことをお願いしたいと思います。非常に皆さん注目していますので、それが出来たらそれこそ、また、他から研修に来るやいうことになりますので、うちの特殊性をですね、加味した中学校の建設であってほしいということでもありますので、あえてひつこくお願いしましたんでお願いいたします。回答いりませんから。</p>
<p>末武議長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君 ちょっとあの質疑は簡潔にお願いします。 P F I の事業ですが、一般的にはこれが施主側と施行の間で改善するような形で、一般の大手の建設会社でもこういうノウハウは持っておりますので、町長の町政報告の中にも相当な費用がかかるわけでありましたが、このことについて少しは無駄でないかなと思ったりするのですが、そういう中で委員会の質疑とか委員会の見解をお願いします。 委員会でそれが出たかどうかということで。</p>
<p>末武議長 橋田満中 改築特別 委員長 末武議長</p>	<p>橋田忍君 ですんで私の理解しとるのはそういう調査によって、どちらを選ぶかということが目的であって、どっちにしたらどうやらかと いうことは把握できておりません。ですので、これからでなかろうかなと思います。ちょっと返事がわかったかどうかからのやけど。 他に質疑ありませんか。 三好勝利君</p>

三好議員	<p>先ほどから、相当突っ込んだ議論がなされておりますけど、いるか、いらんかというのは、いるものはいるんであってそれは結構です。どんどんやってもらって。そのための特別委員会ですから。ただ、私が言いたいのは世の中は混沌と変わって、はや来年になると高校まで無料になるのでは。授業料が。皆さん承知のように。皆さん知っとんでしょ。中学校だってどのように変わってくるかわからんのですよ。今までのPFIか何かそれどっちでもいいですよ。とにかく早く。私はその委員会で例えば義務教育の場合は2回とこられませんか学校には。この前も、別になります長炭小学校の改築の場合、半年でも1ヶ月でも先やってくれと。新しい学校には行って卒業させてやりたいという親心、我々もそういう気でおりました。ですから特別委員会の中でPFIとか何とか、金額云々、そらいるものはいるでしょう。日本一の学校を作ったらええことですから。ただ、日にちが決定されとんが25年ありきだけで論議されております。用地買収のこともあり予算面もあるでしょう。でも、やはり中央政府は教育にかけてものすごくやっぱりシビアになって予算を出しております。おそらく変わってくるとおもいます。授業料も無料にするぐらいですから。そういう点で特別委員会の中で25年ありきでなくして、そういう議論の中で出来たら半年でも1年でも先、早いことやって義務教育の子供をいれてやりたいというのを議論されたかどうかそれだけで結構です。</p>
末武議長 橋田委員長	<p>橋田忍君 議論したことはありますけれども、中々その話については内容が濃いので進展、今のところしておりません。</p>
末武議長	三好勝利君
三好議員	<p>はい、わかりました。別に内容が浅いんです。こなな日にちの決定ですから。間取りとかそういうのが本当に濃い内容であって半年でも1年でも早くしてやりたいというのは、やるか、やらんかの問題であって、やっぱりその辺は今後、特別委員会に出来ましたら半年でも1ヶ月、2ヶ月でも結構です。早く仕上げる。あくまでも25年の春という限定のもとでしわしわ行っとるわけです。やっぱりもっとスピード出して子供はどんどん成長しとるわけですので、その辺はやっぱり教育長もおられるし、町長もおられるし、立派な特別委員さんがおられるんですからそれと連動して議論をしていただきたいというのが私の要望です。それで結構です。</p>
末武議長	川原茂行君
川原議員	<p>特別委員会のこの意味からしてですね、PFIを先ほど徳島の方で研究された、結構なことでございます。だったらこれを利用せんかったとこも、一応、今後、調査、視察研修に行くお気持ちがありますか、どうですか。</p>
末武議長	橋田忍君
橋田委員長	その分については、今現在では考えておりません。

	末武議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 以上をもって質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 それでは、議場の時計で1時まで休憩いたします。					休憩 11時53分
		休憩を戻して会議を再開いたします。					再開 13時00分
日程第10		日程第10 認定第1号 平成20年度 まんのう町 一般会計歳入歳出 決算認定について					
日程第11		日程第11 認定第2号 平成20年度 まんのう町 国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について					
日程第12		日程第12 認定第3号 平成20年度 まんのう町 老人保健特別会計歳入歳出 決算認定について					
日程第13		日程第13 認定第4号 平成20年度 まんのう町 後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について					
日程第14		日程第14 認定第5号 平成20年度 まんのう町 介護保険特別会計歳入歳出 決算認定について					
日程第15		日程第15 認定第6号 平成20年度 まんのう町 診療所特別会計歳入歳出 決算認定について					
日程第16		日程第16 認定第7号 平成20年度 まんのう町 簡易水道特別会計歳入歳出 決算認定について					
日程第17		日程第17 認定第8号 平成20年度 まんのう町 下水道特別会計歳入歳出 決算認定について					
日程第18		日程第18 認定第9号 平成20年度 まんのう町 農業集落排水特別会計歳入歳出 決算認定について					
日程第19		日程第19 認定第10号 平成20年度 まんのう町 浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出 決算認定について					
日程第20		日程第20 認定第11号 平成20年度 まんのう町 水道事業会計 決算認定について					
		以上、認定第1号から、認定第11号までの11案件について、会議規則第37条により一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君					
	栗田町長	ただ今上程されました					
		認定第1号 平成20年度 まんのう町 一般会計歳入歳出決算認定について					
		認定第2号 平成20年度 まんのう町 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について					
		認定第3号 平成20年度 まんのう町 老人保健特別会計歳入歳出決算認定について					
		認定第4号 平成20年度 まんのう町 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について					

<p>栗田町長</p>	<p>認定第5号 平成20年度 まんのう町 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第6号 平成20年度 まんのう町 診療所特別会計歳入歳出決算認定について 認定第7号 平成20年度 まんのう町 簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 認定第8号 平成20年度 まんのう町 下水道特別会計歳入歳出決算認定について 認定第9号 平成20年度 まんのう町 農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について 認定第10号 平成20年度 まんのう町 浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第11号 平成20年度 まんのう町 水道事業会計決算認定について</p> <p>をご説明申し上げます。</p> <p>一般会計につきましては歳入決算額が9,876,173,449円、歳出決算額9,168,627,700円、歳入歳出差引残高707,545,749円、うち翌年度への繰越額は575,821,749円でございます。財政調整基金に186,000,000円の積み立てを行っており、基金残高は1,852,989,000円でございます。また、起債の残高は、10,165,954,000円で前年度比約1億円程度増加しておりますが、主なものといたしましては情報基盤整備事業及び長炭小学校改修工事の財源に合併特例債を充当したものでございます。今後とも計画的な町債の借入を行ってまいります。</p> <p>認定第1号から認定第10号までは地方自治法第233条の第3項、認定第11号は地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。なお、地方自治法第233条第5項の規定により主要施策の成果報告書を併せて提出しておりますのでお目通しをお願いいたします。詳細につきましては、会計管理者及び水道課長より説明を行わせてますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>末武議長 黒川会計 管理者</p>	<p>会計管理者 黒川永二郎君</p> <p>それでは、ただ今上程いたしました、認定第1号から第10号までの一般会計ほか9つの特別会計の決算額について説明させていただきます。なお、説明につきましては、お手元にあります決算書並びに執行内容につきましては平成20年度の主要施策の成果に関する報告書がございます。それらを参照にさせていただきたいと思っております。なお、詳細につきましては、先ほどそれぞれの常任委員会に付託されました。各常任委員会等におきまして各担当課長より答弁させていただきたいと思っております。それでは、早速説明にはいらさせていただきます。</p> <p>まず、決算書の1ページをお開きいただきます。認定第1号についてでございます。平成20年度まんのう町一般会計歳入歳出決算額でございます、歳入決算額9,876,173,449円歳出決算額9,168,627,700円歳入歳出差引残額70</p>

黒川会計 管理者	<p>7, 545, 749円でございます。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源131, 724, 000円となっております。その差引額575, 821, 749円が翌年度への繰越額となります。</p> <p>続きまして2ページ、3ページをお開き下さい。一般会計歳入でございますが、款の項目、費目について説明をさせていただきます。まず、第1款の町税でございます。予算現額1, 894, 719, 000円調定額2, 135, 617, 717円収入済額1, 963, 014, 574円不納欠損額13, 428, 400円収入未済額159, 174, 743円となっております。2款の地方譲与税、予算現額146, 334, 000円調定額148, 491, 000円収入済額148, 491, 000円全額となっております。3款の利子割交付金、予算現額15, 570, 000円調定額13, 071, 000円収入済額13, 071, 000円全額となっております。4款の配当割交付金、予算現額4, 380, 000円調定額4, 706, 000円収入済額4, 706, 000円です。5款の株式等譲渡所得割交付金、予算現額1, 370, 000円調定額1, 742, 000円収入済額1, 724, 000円、6款の地方消費税交付金、予算現額160, 922, 000円調定額159, 522, 000円収入済額159, 522, 000円、7款のゴルフ場利用税交付金、予算現額55, 449, 000円調定額64, 206, 007円収入済額64, 206, 007円、8款の自動車取得税交付金、予算現額70, 921, 000円調定額71, 682, 000円収入済額71, 682, 000円、9款の地方特例交付金、予算現額21, 113, 000円調定額21, 113, 000円収入済額21, 113, 000円となっております。4ページ、5ページをお開き下さい。10款の地方交付税、予算現額3, 859, 771, 000円調定額3, 984, 925, 000円収入済額3, 984, 925, 000円、11款の交通安全対策特別交付金、予算現額4, 800, 000円調定額4, 232, 000円収入済額4, 232, 000円、12款の分担金及び負担金、予算現額134, 641, 000円調定額144, 275, 521円収入済額143, 534, 621円収入未済額740, 900円となっております。13款の使用料及び手数料、予算現額122, 152, 000円調定額128, 614, 678円収入済額126, 830, 778円収入未済額1, 783, 900円でございます。14款の国庫支出金、予算現額1, 049, 210, 000円調定額432, 199, 093円収入済額432, 199, 093円、15款の県支出金、予算現額702, 358, 000円調定額687, 028, 631円収入済額687, 028, 631円、16款の財産収入、予算現額115, 556, 000円調定126, 127, 428円収入済額125, 971, 428円収入未済額156, 000円となっております。17款の寄付金、予算現額151, 000円調定額405, 000円収入済額405, 000円、18款の繰入金、予算現額51, 492, 000円調定額49, 718, 650円収入済額49, 718, 650円、6ページ、7ページをお開き下さい。19款の繰越金、予算現額681, 159, 000円調定額681, 159, 284円収入済額681, 159, 284円、20款の諸収入、予算現額1</p>
-------------	--

<p>黒川会計 管理者</p>	<p>69,137,000円調定額198,377,313円収入済額194,621,383円収入未済額3,755,930円となっております。21 款の町債、予算現額1,231,400,000円調定額998,000,000円収入済額998,000,000円、合計、予算現額10,492,605,000円調定額10,055,213,322円収入済額9,876,173,449円不能欠損額13,428,400円収入未済額165,611,473円となっております。</p> <p>8ページ、9ページをお開き下さい。歳出でございます。</p> <p>1 款の議会費、予算現額139,590,000円支出済額137,773,862円不用額1,816,138円、2 款の総務費、予算現額2,512,831,000円支出済額1,601,637,551円翌年度繰越額732,382,000円不用額178,811,449円、3 款の民生費、予算現額2,207,835,000円支出済額2,087,574,220円翌年度繰越額9,739,000円不用額110,521,780円、4 款の衛生費、予算現額756,685,000円支出済額726,966,462円不用額29,718,538円、5 款の労働費、予算現額3,703,000円支出済額3,028,614円不用額674,386円、6 款の農林水産業費、予算現額839,145,000円支出済額800,455,594円不用額38,689,406円、7 款の商工費、予算現額154,981,000円支出済額132,007,090円不要額22,973,910円、8 款の土木費、予算現額794,315,000円支出済額668,762,160円翌年度繰越額58,198,000円不用額67,354,840円となっております。10ページ、11ページをお開き下さい。9 款の消防費、予算現額534,069,000円支出済額512,916,367円不用額21,152,633円、10 款の教育費、予算現額1,268,055,000円支出済額1,224,783,207円不用額43,271,793円、11 款の災害復旧費、予算現額5,000円支出済額0円でございます。不用額5,000円、12 款の公債費、予算現額1,061,696,000円支出済額1,058,515,699円不用額3,180,301円、13 款の諸支出金、予算現額214,720,000円支出済額214,206,874円不用額513,126円、14 款の予備費、予算現額4,975,000円不用額4,975,000円でございます。歳出合計が、予算現額10,492,605,000円支出済額9,168,627,700円翌年度繰越額800,319,000円不用額523,658,300円となっております。</p> <p>次に、215ページをあけて下さい。認定第2号についてでございます。平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘定）の歳入歳出決算額でございます。歳入の決算額2,331,419,861円歳出決算額2,230,597,344円、歳入歳出差引残額100,822,517円翌年度への繰越額は100,822,517円となっております。</p> <p>216ページ、217ページをご覧下さい。歳入でございます。1 款の国民健康保険税、予算現額385,118,000円</p>
---------------------	--

<p>黒川会計 管理者</p>	<p>調定額542,057,313円収入済額411,596,633円不納欠損額6,491,312円収入未済額123,969,368円となっております。2款の使用料及び手数料、予算現額101,000円調定額175,800円収入済額175,800円、3款の国庫支出金、予算現額476,958,000円調定額518,787,721円収入済額518,787,721円、4款の療養給付費交付金、予算現額199,843,000円調定額202,584,465円収入済額202,584,465円、5款の前期高齢者交付金、予算現額571,876,000円調定額571,876,978円収入済額571,876,978円、6款の県支出金、予算現額81,827,000円調定額96,241,862円収入済額96,241,862円、8款の共同事業交付金、予算現額299,734,000円調定額288,594,918円収入済額288,594,918円、9款の財産収入、予算現額107,000円調定額107,161円収入済額107,161円、10款の繰入金、予算現額222,424,000円調定額97,729,867円収入済額97,729,867円、11款の繰越金、予算現額138,106,000円調定額138,106,982円収入済額138,106,982円、12款の諸収入、予算現額1,423,000円調定額5,617,474円収入済額5,617,474円、218ページ、219ページをご覧ください。歳入の合計でございます。予算現額2,377,517,000円調定額2,461,880,541円収入済額2,331,419,861円不納欠損額6,491,312円収入未済額123,969,368円となっております。</p> <p>次に、220ページ、221ページをご覧ください。歳出でございます。</p> <p>1款の総務費、予算現額11,690,000円支出済額7,983,709円不用額3,706,291円、2款の保険給付費、予算現額1,663,539,000円支出済額1,554,812,160円不用額108,726,840円、3款の後期高齢者支援金等、予算現額212,005,000円支出済額212,004,228円不用額772円、4款の前期高齢者納付金等、予算現額286,000円支出済額285,464円不用額536円、5款の老人保健拠出金、予算現額58,182,000円支出済額58,181,709円不用額291円、6款の介護納付金、予算現額89,185,000円支出済額89,184,432円不用額568円、7款の共同事業拠出金、予算現額299,744,000円支出済額269,923,982円不用額29,820,018円、8款の保健事業費、予算現額28,559,000円支出済額26,134,623円不用額2,424,377円、9款の基金積立金、予算現額108,000円支出済額107,161円不用額839円、11款の諸支出金、予算現額13,219,000円支出済額11,979,876円不用額1,239,124円、222ページ、223ページを開けて下さい。12款の予備費、予算現額1,000,000円不用額1,000,000円となっております。合計、予算現額、2,377,517,000円支出済額2,230,597,344円不用額146,919,656円となっております。</p>
---------------------	---

<p>黒川会計 管理者</p>	<p>次に255ページをお開きください。平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）歳入歳出決算額でございます。歳入決算額29,333,236円歳出決算額29,333,236円翌年度への繰越額は0でございます。</p> <p>256ページ、257ページをご覧ください。歳入でございます。1款の診療収入、予算現額14,600,000円調定額14,910,688円収入済額14,910,688円、6款の繰入金、予算現額15,899,000円調定額13,842,748円収入済額13,842,748円、8款の諸収入、予算現額501,000円調定額579,800円収入済額579,800円、合計、予算現額が31,000,000円調定額29,333,236円収入済額29,333,236円となっております。</p> <p>258ページ、259ページをご覧ください。歳出でございます。</p> <p>1款の総務費、予算現額26,082,000円支出済額25,328,052円不用額753,948円、2款の医業費、予算現額4,611,000円支出済額4,005,184円不用額605,816円、5款の予備費、予算現額307,000円支出済額はございません。不用額が307,000円、合計、予算現額31,000,000円支出済額29,333,236円不用額1,666,764円となっております。</p> <p>271ページをお開きください。認定第3号の関係でございます。平成20年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額336,172,496円歳出決算額301,540,658円歳入歳出差引残額34,631,838円同額が翌年度への繰越額となります。</p> <p>272ページ、273ページをご覧ください。歳入でございます。1款の支払基金交付金、予算現額134,525,000円調定額134,681,000円収入済額134,681,000円、2款の国庫支出金、予算現額74,528,000円調定額74,527,000円収入済額74,527,000円、3款の県支出金、予算現額18,801,000円調定額18,632,000円収入済額18,632,000円、4款の繰入金、予算現額23,269,000円調定額22,213,999円収入済額22,213,999円、5款の繰越金、予算現額45,203,000円調定額45,203,411円収入済額45,203,411円、6款の諸収入、予算現額7,542,000円調定額40,915,086円収入済額40,915,086円、合計、予算現額303,868,000円調定額336,172,496円収入済額336,172,496円となっております。</p> <p>274ページ、275ページをご覧ください。歳出でございます。</p> <p>1款の総務費、予算現額1,753,000円支出済額1,387,920円不用額365,080円、2款の医療諸費、予算</p>
---------------------	---

<p>黒川会計 管理者</p>	<p>現額255,600,000円支出済額254,902,291円不用額697,709円、4款の諸支出金、予算現額45,515,000円支出済45,250,447円不用額264,553円、5款予備費、予算現額1,000,000円支出済額は0です。不用額1,000,000円となっております。合計、予算現額303,868,000円支出済額301,540,658円不用額2,327,342円となっております。</p> <p>続いて287ページをお開きください。認定第4号の関係でございます。平成20年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額247,802,400円歳出決算額239,133,173円歳入歳出差引残額8,669,227円、うち翌年度へ繰越べき財源265,000円、差引8,404,227円が翌年度への繰越額となります。</p> <p>288ページ、289ページをご覧ください。歳入でございます。1款の後期高齢者医療保険料、予算現額152,490,000円調定額157,968,700円収入済額157,037,050円不納欠損額931,650円、2款の使用料及び手数料、予算現額2,000円調定額57,300円収入済額57,300円、3款の国庫支出金、予算現額2,352,000円調定額0円でございます。4款の繰入金、予算現額90,582,000円調定額90,582,000円収入済額90,582,000円、6款の諸収入、予算現額5,000円調定額226,050円収入済額126,050円、収入未済額100,000円となっております。合計、予算現額245,431,000円調定額248,834,050円収入済額247,802,400円収入未済額1,031,650円となっております。</p> <p>続いて290ページ、291ページをご覧ください。歳出でございます。 本屋敷議員退席 13時20分</p> <p>1款の総務費、予算現額4,402,000円支出済額1,196,668円翌年度への繰越額2,617,000円不用額588,332円、2款の後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額240,028,000円支出済額237,936,505円不用額2,091,495円、3款の諸支出金、予算現額1,000円支出済0円不用額1,000円、4款予備費、予算現額1,000,000円支出済額は0です。不用額1,000,000円となっております。合計、予算現額245,431,000円支出済額239,133,173円翌年度の繰越金2,617,000円不用額3,680,827円となっております。</p> <p>次に、301ページをお開きください。認定第5号の関係でございます。平成20年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額2,025,856,935円歳出決算額1,897,010,802円歳入歳出差引残額128,846,133円翌年度への繰越額128,846,133円となっております。</p> <p>302ページ、303ページをご覧ください。歳入でございます。1款の保険料、予算現額298,569,000円調定額314,585,400円収入済額306,682,600円不納欠損額2,212,900円収入未済額5,689,900円、2</p>
---------------------	--

黒川会計 管理者	<p>款の分担金及び負担金、予算現額2,260,000円調定額1,710,350円収入済額1,710,350円、3款の使用料及び手数料、予算現額0円調定額26,300円収入済額26,300円、4款の国庫支出金、予算現額457,904,000円調定額493,414,420円収入済額493,414,420円となっております。5款の支払基金交付金、予算現額550,454,000円調定額575,801,000円収入済額575,801,000円、6款の県支出金、予算現額296,841,000円調定額305,273,300円収入済額305,273,300円、7款の財産収入、予算現額1,000円調定額144,394円収入済額144,394円、9款の繰入金、予算現額251,230,000円調定額249,218,885円収入済額249,218,885円、10款の繰越金、予算現額93,585,000円調定額93,585,686円収入済額93,585,686円、12款の諸収入、予算現額3,000円調定額0円収入済額0円、304ページ、305ページをご覧ください。歳入合計額、予算現額1,950,847,000円調定額2,033,759,735円収入済額2,025,856,935円不納欠損額2,212,900円収入未済額5,689,900円となっております。</p> <p>306ページ、307ページをご覧ください。歳出の関係でございます。</p> <p>1款の総務費、予算現額25,935,000円支出済額21,852,321円不用額4,082,679円、2款の保険給付費、予算現額1,824,631,000円支出済額1,780,780,747円不用額43,850,253円、3款の財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円支出済額0円不用額1,000円、5款の地域支援事業費、予算現額28,368,000円支出済額24,920,517円不用額3,447,483円、6款の基金積立金、予算現額52,000,000円支出済額50,764,725円不用額1,235,275円、7款の公債費、予算現額1,000円支出済額0円不用額1,000円、8款の予備費、予算現額148,000円支出済額0円不用額148,000円、9款の諸支出金、予算現額19,763,000円支出済額18,692,492円不用額1,070,508円、合計、予算現額、1,950,847,000円支出済額1,897,010,802円不用額53,836,198円となっております。</p> <p>次に343ページをお開きください。認定第6号の関係でございます。平成20年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額130,426,954円歳出決算額93,387,083円歳入歳出差引残額37,039,871円、同額が翌年度への繰越額となります。本屋敷議員着席 13時23分</p> <p>344ページ、345ページをご覧ください。歳入でございます。1款の診療収入、予算現額87,000,000円調定額78,040,581円収入済額78,040,581円、2款の使用料及び手数料、予算現額740,000円調定額1,100,250円収入済額1,100,250円、4款の県支出金、予算現額735,000円調定額735,000円収入済額735,0</p>
-------------	---

<p>黒川会計 管理者</p>	<p>00円、6款の繰入金、予算現額2,000円調定額0円収入済額0円、7款の繰越金、予算現額25,880,000円調定額50,328,143円収入済額50,328,143円、8款の諸収入、予算現額202,000円調定額222,980円収入済額222,980円、合計、予算現額114,559,000円調定額130,426,954円収入済額130,426,954円となっております。</p> <p>346ページ、347ページをご覧ください。歳出の関係です。</p> <p>1款の総務費、予算現額55,098,000円支出済額50,487,915円不用額4,610,085円、2款の医業費、予算現額38,878,000円支出済額22,899,168円不用額15,978,832円、3款の施設整備費、予算現額300,000円支出済額0円不用額300,000円、5款の基金積立金、予算現額20,000,000円支出済額20,000,000円不用額0円、7款の予備費、予算現額283,000円支出済額0円不用額283,000円、合計、予算現額114,559,000円支出済額93,387,083円不用額21,171,917円となっております。</p> <p>次に、361ページをお開き願います。認定第7号の関係でございます。平成20年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額275,486,404円歳出決算額246,809,459円歳入歳出差引残額28,676,945円、同額が翌年度への繰越額となります。</p> <p>362ページ、363ページをご覧ください。歳入でございます。次ページをお開きください。歳入、1款の分担金及び負担金、予算現額1,434,000円調定額955,500円収入済額955,500円、2款の使用料及び手数料、予算現額148,393,000円調定額152,266,870円収入済額151,004,918円収入未済額1,261,952円、6款の繰入金、予算現額109,091,000円調定額109,091,000円収入済額109,091,000円、7款の繰越金、予算現額1,370,000円調定額13,956,296円収入済額13,956,296円、8款の諸収入、予算現額82,000円調定額483,690円、収入済額478,690円収入未済額5,000円、合計、予算現額260,370,000円調定額276,753,356円収入済額275,486,404円収入未済額1,266,952円となっております。</p> <p>364ページ、365ページをご覧ください。歳出の関係です。</p> <p>1款の総務費、予算現額42,333,000円支出済額41,124,649円不用額1,208,351円、2款の施設費、予算現額72,559,000円支出済額62,217,550円不用額10,341,450円、3款の公債費、予算現額143,477,000円支出済額143,467,260円不用額9,740円、4款の諸支出金、予算現額1,000円支出済額0円不用額1,000円、5款の予備費、予算現額2,000,000円支出済額0円不用額2,000,000円、合計、予算現額</p>
---------------------	---

<p>黒川会計 管理者</p>	<p>260, 370, 000 支出済額 246, 809, 459 円 不用額 13, 560, 541 円となっております。</p> <p>次に、379 ページをお開きください。認定第 8 号の関係でございます。平成 20 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額 227, 329, 930 円 歳出決算額 224, 339, 455 円 歳入歳出差引残額 2, 990, 475 円 同額が翌年度への繰越額となります。</p> <p>380 ページ、381 ページをご覧ください。歳入でございます。1 款の分担金及び負担金、予算現額 2, 000, 000 円 調定額 2, 771, 000 円 収入済額 2, 771, 000 円、2 款の使用料及び手数料、予算現額 32, 032, 000 円 調定額 37, 884, 607 円 収入済額 37, 265, 925 円 収入未済額 618, 682 円、3 款の国庫支出金、予算現額 13, 000, 000 円 調定額 10, 000, 000 円 収入済額 10, 000, 000 円、4 款の県支出金、予算現額 3, 000, 000 円 調定額 3, 000, 000 円 収入済額 3, 000, 000 円、6 款の繰入金、予算現額 115, 043, 000 円 調定額 96, 000, 000 円 収入済額 96, 000, 000 円、7 款の繰越金、予算現額 101, 000 円 調定額 10, 023, 005 円 収入済額 10, 023, 005 円、8 款の諸収入、予算現額 24, 000 円 調定額 70, 000 円 収入済額 70, 000 円、9 款の町債、予算現額 79, 500, 000 円 調定額 68, 200, 000 円 収入済額 68, 200, 000 円、合計、予算現額 244, 700, 000 円 調定額 227, 948, 612 円 収入済額 227, 329, 930 円 収入未済額 618, 682 円 となっております。</p> <p>382 ページ、383 ページをご覧ください。歳出の関係です。</p> <p>1 款の総務費、予算現額 48, 419, 000 円 支出済額 41, 244, 927 円 不用額 7, 174, 073 円、2 款の施設費、予算現額 55, 681, 000 円 支出済額 43, 493, 282 円 不用額 12, 187, 718 円、3 款の公債費、予算現額 140, 100, 000 円 支出済額 139, 601, 246 円 不用額 498, 754 円、5 款の予備費、予算現額 500, 000 円 支出済額 0 円 不用額 500, 000 円、合計、予算現額 244, 700, 000 円 支出済額 224, 339, 455 円 不用額 20, 360, 545 円 となっております。</p> <p>399 ページをお開きください。認定第 9 号の関係でございます。平成 20 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額 31, 860, 263 円 歳出決算額 31, 501, 178 円 歳入歳出差引残額 359, 085 円 同額が翌年度への繰越額となります。</p> <p>400 ページ、401 ページをご覧ください。歳入の関係です。1 款の分担金及び負担金、予算現額 1, 000 円 調定額 0 円 収入済額 0 円 でございます。3 款の繰入金、予算現額 27, 516, 000 円 調定額 26, 000, 000 円 収入済額 26, 000, 000 円、4 款の繰越金、予算現額 1, 000 円 調定額 455, 363 円 収入済額 455, 363 円、5 款の諸収入、予算現額 1,</p>
---------------------	---

黒川会計 管理者	<p>000円調定額0円収入済額0円でございます。7款の使用料及び手数料、予算現額5,461,000円調定額5,404,900円収入済額5,404,900円、合計、予算現額32,980,000円調定額31,860,263円収入済額31,860,263円となっております。</p> <p>402ページ、403ページをご覧ください。歳出の関係です。</p> <p>1款の施設費、予算現額10,979,000円支出済額9,685,701円不用額1,293,299円、2款の公債費、予算現額21,901,000円支出済額21,815,477円不用額85,523円、3款の予備費、予算現額100,000円支出済額0円不用額100,000円、合計、予算現額32,980,000円支出済額31,501,178円不用額1,478,822円となっております。</p> <p>411ページをお開きください。認定第10号の関係でございます。平成20年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額90,337,526円歳出決算額90,336,603円歳入歳出差引残額923円同額が翌年度への繰越額となります。</p> <p>412ページ、413ページをご覧ください。歳入でございます。1款の分担金及び負担金、予算現額3,360,000円調定額4,042,800円収入済額3,747,300円収入未済額295,500円、2款の使用料及び手数料、予算現額20,000,000円調定額24,426,869円収入済額24,080,615円収入未済額346,254円、3款の国庫支出金、予算現額9,744,000円調定額8,820,000円収入済額8,820,000円、4款の県支出金、予算現額2,833,000円調定額2,564,000円収入済額2,564,000円、5款の繰入金、予算現額41,177,000円調定額36,618,000円収入済額36,618,000円、6款の繰越金、予算現額583,000円調定額583,781円収入済額583,781円、7款の町債、予算現額、14,000,000円調定額13,500,000円収入済額13,500,000円、8款の諸収入、予算現額423,000円調定額423,830円収入済額423,830円、合計、予算現額92,120,000円調定額90,979,280円収入済額90,337,526円収入未済額641,754円となっております。</p> <p>414ページ、415ページをご覧ください。歳出の関係です。</p> <p>1款の総務費、予算現額10,429,000円支出済額10,151,263円不用額277,737円、2款の施設費、予算現額65,740,000円支出済額64,740,147円不用額999,853円、3款の公債費、予算現額15,451,000円支出済額15,445,193円不用額5,807円、4款の予備費、予算現額500,000円支出済額0円不用額5</p>
-------------	--

黒川会計 管理者	<p>00,000円でございます。合計、予算現額92,120,000円支出済額90,336,603円不用額1,783,397円となっております。</p>
末武議長 岡澤水道 課長	<p>427ページをお開きください。これから後は、財産に関する調書でございます。また、後ほど、お目通しをお願いしたいと思います。以上で認定の第1号から第10号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>水道課長 岡澤勉君</p> <p>それでは、別冊にあります平成20年度まんのう町水道事業会計決算報告書によりご説明させていただきます。</p> <p>認定第11号 平成20年度まんのう町水道事業会計決算の認定についてでございます。公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものでございます。</p> <p>1ページをお開きください。平成20年度まんのう町水道事業会計決算報告書の収益的収入および支出でございます。このうち収入の部でございますが、決算額といたしまして261,338,581円となっております。またそれに対します営業費用に要する支出でございますが、決算額といたしまして223,729,818円となっております。</p> <p>2ページをお開きください、資本的収入及び支出を明記しています。まず施設の整備に伴います資本的収入金額の決算金額でございますが62,844,110円でございます。支出済額のほうですが、それに対して140,294,524円となっております。差し引き額77,450,414円不足するところがございますが、この不足額につきましては、下段に記入しておりますように、消費税資本的収支調整額3,982,550円 また、当年度損益勘定留保資金から73,467,864円を補填させていただくものでございます。</p> <p>3ページをお開きください。3ページにつきましては平成20年度まんのう町水道事業会計損益計算書を明記してございます。</p> <p>1番の営業収益でございますが、228,783,902円、また、2の営業費用でございますが、184,961,034円です。3の営業外収益でございますが、12,012,378円でございます。また、それに対しまして営業外費用といたしまして33,751,320円でございます。5の特別利益については8,878,697円でございます。また6の特別損失でございますが、1,896,920円これは不納欠損いたした金額です。</p> <p>従いまして、当年度純利益といたしましては、29,065,703円となっております。</p> <p>7ページと8ページをご覧いただきたいと思ひます、7ページから8ページにつきましては、平成20年度まんのう町水道事業会計報告書をかかげてございますので、あとからお目とおしいただければと思ひます。以上報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>

<p>末武議長</p> <p>加地監査委員</p>	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>質疑にはいる前に監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いいたします。監査委員 加地禎君</p> <p>それでは、決算審査のご報告を申し上げます。</p> <p>地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項、及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成20年度まんのう町一般会計歳入歳出決算、同年度各特別会計歳入歳出決算、及び水道事業会計決算、並びに基金の運用状況を審査した結果をご報告申し上げます。</p> <p>去る8月19日、20日、町役場におきまして、造田代表監査委員と私で決算の審査を行いました。審査は、決算書、関係帳簿、証拠書類により行いました。審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算及び書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。決算の計数につきましても関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。</p> <p>なお、基金の運用についても適正な運用がなされていることを認めました。</p> <p>以上で決算審査のご報告を終わります。</p>
<p>末武議長</p>	<p>これをもって審査報告を終わります。</p> <p>これより、認定第1号から認定第11号までの11案件に対しての質疑にはいります。本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
<p>小亀議員</p>	<p>2番 小亀重喜君</p> <p>2番 小亀です。それぞれの詳細に入りましたら、いろいろあると思いますので、今議長の指示のとおり概括的な質疑としてお尋ねしたいと思います。今回ですね、今日、議場に来ましたら、皆さんの机の上に平成20年度決算における50万以上の不用額の一覧表というものを作っていただいております。この一覧表というのはたぶん昨年度決算認定の際に、かなり強く要望させていただいた結果、いわゆる審議資料として不用額に関する調べと、一貫としてお出しただけのものだと思っております。ただまあ、これ総務課長の方にお尋ねしたらいいのかわかりませんが、審議資料としてはこれで精一杯のおつもりなのか、それともまた要望によればお出しただけのものかというのが、ちょっと説明になるんですが、まず、この不用額の一覧表もこれ実際には一覧表になって調べにまでは到達してないんじゃないかなという気持ちがございます。というのが不用額は議員必携なんかにも書かれてますとおおり不用額も色々種類があって、十分予算を達成してすることはしたけど余ったもの、それとも事業が出来てないから余ったもの、それから元々、見積書が甘かったもの、色んな種類によって不用額というのが出て来ますのでそのあたりの明細が</p>

<p>小亀議員</p>	<p>ないと本来の不用額の調べには成り得てないと思います。それが1点。それから調べという限りにおいては、どうでしょうか。なぜそういうことが起こったという理由であったり、その処置が書いてないと調べにはなりえないということと、もう1点が他会計の分が一般会計だけですよね、他会計についてはお出しされる予定がなかったのかどうか、いうことで不用額せっかくお出しただいて去年と比べると格段の進歩だとは思いますが、調書になりえてないところがありますので、そのあたりについてどうお考えかということが1点です。あと1点が法令の方で求められていますのは、それこそ平成20年度と題されたこれと主要施策の報告書これだけで法的な区分としては十分全うされておるんですが、これも同じく議員必携に書いておられますとおり審議にあたっては必要な書類、資料の提出を要求すべきであり、また、執行長はそれを答えるべきであろうというふうに書かれています。議員必携には1番から10番まで10個程の項目で書かれているその中に1つ不用額があったわけなんです、それ以外に是非ともご留意いただけないかなと思いますのが、1つが不納欠損額の内容と理由に関する調べ、それから主要な収入未済額に関する調べ、それから補助金の成果等に関する調べ、それと先ほどお伝えしました不用額に関する調べの増強版、この4つに関しては是非ご提出をお願い出来ないだろうかと思います。それと昨年度これは千葉県の方だったと思いますが、私の方で雛形というか、それら審議資料がこういうものがございますよということで雛形をこういった形でこんな感じですよと、お出しさしていただいた記憶があるんです。まあそのあたりを参考にもう少し委員会審議、付託されたらの話なんです、委員会審議の間までに何とか補足資料の方をご準備いただけるご意思があるかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。よろしくお願いたします。</p>
<p>末武議長 栗田総務課長</p>	<p>栗田昭彦君 小亀議員さんのご質問にお答えします。今年度9月議会で初めてこのような書類を提出さしていただきました。昨年にご要望がございまして、初めてこういう書類をお作りしたわけですが、お詫び申し上げなければいけないのが、これが十分でないというふうに考えております。なぜならば内容でございまして、歳入歳出決算書の不用額とですね、別に本日提出さしていただきまして不用額これはイコールでございませぬ。まず、その理由を申し上げます。例えば上から3段目の今日お出ししています不用額の上から3段目、一般会計総務費の需用費そして消耗品費、この消耗品費の不用額が690,217円という数字でございまして。こちらの冊子になっております歳入歳出決算額というのは事業費の不用額ということで数字が出ておりますので、事業費の中に消耗品とか、他にこれ細節というような表現をしておりますが、細節が他にございまして。今日、お出ししているのは細節にあたる部分で50万以上の不用額が出てたものを本日はお出ししておりますので、小亀議員さんご要望のですね、この歳入歳出決算額に出て数字の不用額の明細これは今の段階ではですね、システム上まだちょっと難しい部分がございます、今の段階では中々ちょっとまとめにくいというのが現状でございます。それとどうして不用額が出てしまったのかという理由でございますが、これにつき</p>

<p>栗田総務 課長</p>	<p>ましてはやはり各常任委員会の中でですね、紙ベースでは難しい部分がございますので詳細についてはお聞きいただけたらと思います。それから、特別会計はどうかというようなことでございますが、特別会計につきましてもシステム上は同じでございますので出来ないことはないと思いますが、担当の者に再度確認させていただきたいと思います。それから、不納欠損あるいは未収金等の調べにつきましても多岐にわたっておりますので基本的な水準、どの程度だったら資料を提出するかというのもですね、また、こちらの方で検討させていただきまして、出来るものであればそういう資料も提出することは今後検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>末武議長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君 それこそ、去年以上にご努力いただいたの結果だと受け取っておるんですが、詳細な質疑のための委員会審議だと思います。それまでにとにかく、例えば不納欠損1つにつきましたら税の未納がちょっとあると、それについて例えば何人、どれくらいの人数がいうことはやっぱり知りたい部分でありますし、それぞれ理由につきましても補助金についても、どういったことでなっているか。そのやっぱり理由の部分というのが、それと処置の仕方ですね、その分というのはどうしても聞くことになろうかと思ひます。ですから、その時でもかまわないといえばかまわないんですが、あの、その時にかなり討論になると思ひますので委員会までにそれでは十分な答えを方を用意しとってほしいというふうに思ひます。それからなぜ書面でいただくことを要望するかということなんですが、どうしてもそのニュアンスとして討議で聞き違いもありますし、それから言った言わないが出てきます。ですからこそやはりやはり紙ベースで是非にほしいなと思ひますので、今年一つ大きく前進されたことやと思ひますので、また今後に向けてですね、是非その審議資料として充実させていただきたいということをお願い申し上げまして以上で質疑とさせていただきます。以上です。</p>
<p>末武議長 本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君 今、小亀議員の方から資料の方がありましたが善処しとるということですが、議員必携にもありますようにですね、各調べを提出していただかないと、審査するにあたっては資料不足でないかといわれるのが全国の議会でのお話であって、どこの自治体でもですね、最初は法令上の明記した書類しか出してこないのですが、議会の方が審議するのに資料がたらんと言われた場合には、だいたいどこも各調べを出してくるといのが当然ですので、そこは議長の方からですね、小亀議員さんの方からも進歩であるとは、ありますが、当然、調べをした上で来年度予算への道すじにしたりですね、今している行革、集中改革プランの資料にするべきものですから、それを作っていないということ事態がそもそも問題なのでないかと思ひますので、それは審査資料としてですね、今後善処するのではなくて、今回の決算の審査時には提出していただけるように議長の方からもお願いしていただけますか。</p>

本屋敷議員	<p>それと今、小亀議員さんの方の分に話を足したんですが、もう一つ聞きたいんですけども、提出していただいている決算書とですね、報告書があるんですけども報告書の中にはいつとるですね、1ページ目の歳入総額の予算であったりですね、それが決算書の歳入決算額の1ページ目の予算と額が変わるんです。それで、また報告書の方の8ページの各歳入決算状況の金額なんですけれども、これもあの、収入済額とずれてくるんですけども大きいので言うたら使用料及び手数料が8ページでは、2億6千2百万入っておるんですけども決算書の方では1億2千6百83万1千円しかなかったりですね、これになるとだいぶ額が変わってくるんですけども、これはどういうことでしょうかと教えていただけませんか。</p>
<p>末武議長 栗田総務課長</p>	<p>栗田昭彦君</p> <p>一般会計の決算書と主要施策の成果に関する報告書の数字の差異でございますが、主要成果に関する報告書の1ページの一番頭にですね、表現として普通会計決算という表現をしております。普通会計と一般会計の違いがございまして例えば診療所なんかの会計はですね、この普通会計の方に入れて合算しております。あとですね、全てここで普通会計とはなんぞやというのを申し上げることは私も100%説明することは出来ません。正直いいまして。ただですね、申し上げたいのは普通会計というのは一般会計とは別な会計ですと、それには例えば診療所の会計あるいは他の要素も入っておりますと、ですからここに差異がありますよというのが数字が違う内容でございます。すいません。資料としてですね、もう少し書類で出しとるのが183ページにですね、私が先ほど説明したよりももう少し詳しい資料を解説しておりますので、これを読んでいただいた方が私の説明よりもっとおわかりになると思いますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>末武議長 本屋敷議員</p>	<p>本屋敷議員</p> <p>今のことに関しては、こちらの勉強不足で申し訳ないところでございます。あとですね、平成19年度の主要施策の成果の方にはですね、財政状況等一覧表の平成19年度に19年度が載っとんたんです。今回20年度に19年度しか載ってなくて20年度が出てないんですけども、健全化判断比率等も20年度の決算ベースで出されたものとかは出していただけるとかどうかをお願いいたします。</p>
<p>末武議長 栗田総務課長 本屋敷議員 栗田総務課長 本屋敷議員</p>	<p>栗田昭彦君</p> <p>ちょっと、もう一度確認させていただきたいんですけども、成果に関する報告書の19年度版。</p> <p>20年度版。</p> <p>20年度版は今あれですね、お渡ししとるやつが20年度版ですね。</p> <p>財政状況等一覧表の平成20年度。</p>

栗田総務 課長	<p>185ページ、19年度のあったものがないというお話ですね。これにつきましては、当然、公開すべきものでございますので資料の方は私の方にありますので、お入用でしたら、また、おそらく、町のホームページでも公表すると思っておりますので、ホームページを見ていただいたらわかるようにするようにもいたしております。</p> <p>(19でなしに20が何故はいつてないのか。)</p>
本屋敷議員	<p>去年は19年度に19年度がはいつている。今年は20年度に19年度のしかはいつてない。</p> <p>(健全化の中にあります。)</p>
栗田総務 課長	<p>すいません。監査委員さんの意見の関係のところですね、まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率の中にですね、今おっしゃられよった数字の平成20年度版がはいつております。私も目を通してございませんでしたのでそれをご覧になっていただけたらと思います。</p>
末武議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君</p>
谷森議員	<p>1点お尋ねいたしますが、前もお尋ねしたことがあるんですが、町の予算の総額と借入が非常に拮抗しておると。それでよく住民の間からこれは常識的におかしんでないかと。こういう意見をよく耳にするわけでございます。そういうことでありまして基金が18億円もありますので例えば基金が13億から15億ぐらゐがあれば、十分まんのう町として将来的にもいけると予測が出来るんであれば基金を取崩して借入を減らすとかこういうことも考えていただきたいわけですが、この時に公債比率が云々とかいうようなご意見のお答えがありまして別になんら心配ありませんと、こういうお答えがあったんですが、よその町でも予算と借入が拮抗しとるいうんは、あまりないのではないかと思うんですが、こういうことについて非常に疑念を覚えますのでお答えお願いいたします。</p>
末武議長	<p>栗田昭彦君</p>
栗田総務 課長	<p>谷森議員さんのご質問にお答えします。町債につきましては平成20年度の決算をご覧になっていただきたい。64ページにその内訳がございしますが、本年につきましては12億3千万程度の借り入れをいたしております。内容につきましては臨時財政対策債あるいは合併特例債がほとんどでございます。臨時財政特例債というのはご存知のように地方交付税で100%充当されると、合併特例債につきましては70%の地方交付税で充当措置がございします。このような有利な起債を利用して財源にあてるとというのが私どもの考え方です。また、どうして起債をその基金を利用しないかということでございしますが、起債の償還に使いますのは減債基金のみでございます。財政調整基金は使いませんで。加えまして一般的に起債を借入れる場合はハード事業でございします。ハー</p>

栗田総務 課長	ド事業というのは数十年、町民の方が利用するものがほとんどでございます。それを、今、現在おられる町民の方のお金でですね、果たしていいのか、何十年の中でですね、平等に使う町民の方にもその負担を等しくしていただくべきなのか。その辺のこともございますので有利性と公平性そういうのを考慮してこういう形で起債を借り入れております。以上でございます。
末武議長 谷森議員	<p>谷森哲雄君</p> <p>基金では借入の返済に繰り入れることは出来ない。こいなお答えですが、それならば、いわゆる繰越金として入れて起債を減らすということも可能かと思いますが、合併特例債は有利など、それからその他、辺地とか過疎とか有利な起債はあるわけではあります、やはり基本的には特に合併特例債については、合併後10年後には元利を返済しなければならないと、こういうことになっておりますので私はよく住民の方から予算と借入が拮抗しているのはおかしいかと、こういうようなことをよくご意見として聞きますので、例えば町としては基金がこれだけあってそれを今年度も予算で繰越金を使っておりまして、今回差し引き5億ですか、3億ぐらい繰越金に入れて2億ぐらい余るかなと、これをこのまま次年度で繰越すかとは思いますが、やはり、1つの方法として基金を繰越金の一般会計の中に入れて減らすとか、こういうことも出来ないことはないかとは思いますが、いわゆる住民に対しての安心感というんですか、これも大事なかと思うんですが、あまり、しょうもない意見かとは思いますがお答えをお願いします。</p>
末武議長 栗田総務 課長	<p>栗田昭彦君</p> <p>繰越金を一般財源に充当して、起債の借入額を減らしてはどうかというようなご提案だったと思いますが、先ほども申し上げましたように繰越金というのは、その単年度における剰余金、剰余金を次年度に繰越ということでございます。先ほど、私が申し上げましたようにインフラというようなものは40年から50年の長いスパンでですね、消費するようなものです。その40年とか50年の間の中にですね、例えばの話ですけれどもまんのう町の方が等しくその負担をしていただく。今、現在まんのう町で住んでおられる方がその部分についての負担をするのは不公平があるのではないかとということがございまして、その繰越金をそういう一般財源の起債に、本来、起債で借るべきものを繰越金をそれに当てるというのは今のところは避けております。それからもう1点、合併特例債は10年で償還しなければいけないということでございますが、それは10年間借りられるというようなことではなからうかなと思っております。以上でございます。</p>
末武議長 谷森議員	<p>谷森哲雄君</p> <p>私が言った10年というのは、10年後に返済が来るということで、いわゆる、かなり色々借入しとるわけでありまして、後年度負担というんですか、例えば後年度にそれぞれ返済が回ってくるわけでありまして、そういうような手当いいうんですか、準備とい</p>

日程第 21	谷森議員 末武議長 栗田総務課長 谷森議員	<p>うことについてはいかがお考えですか。</p> <p>栗田昭彦君</p> <p>議員さん、もう一度お願いします。</p> <p>あの、10年間借入いうんでなくして、10年か15年か定かでないんですが合併特例債を借入してから確か10年だったかな、元利の償還の期限が来ると、それからその他の借入かなり多くしておると思いますが、その分の返済もそれぞれやってくると、だから後年度の対策として財政的にゆとりのあるときは少しでも元金を減らすべきでないかと、こういうような考えを私は持っておりますのでこの点についていかがかお尋ねします。</p>
	栗田総務課長	<p>起債の償還というのは、合併特例債も一部始まっているものもございませぬ。それから他の起債の償還につきましても3年間は利子だけでございませぬ、あとは元金を払うとか、そういうのもございませぬ。確かに谷森議員さんおっしゃったようにまんのう町につきましてはございませぬ、かなりの起債がございませぬ。借入金がございませぬ。しかしございませぬ、これにつきましても、まんのう町は地方自治体としては財源が脆弱ということでございませぬ、かなり有利な起債が借れるような条件がございませぬ。確かにございませぬ、100%地方交付税で充当するようなものはございませぬ。ただございませぬ、試算をいたしまして今100%それを一般財でまかなう方が有利なものか、あるいはございませぬ、起債を借り入れましてその地方交付税の中でございませぬ、充当していただきます方が有利なものか、この辺は十分計算しながら起債の借入をやっておりますので。今、金額も額だけ見ればございませぬ、非常に大きな額でございませぬ、実質公債比率もございませぬ、昨年と比べまして1.5ポイント減少いたしております。今後はございませぬ、大きな借入というのは満濃中学校の改築につきまして大きな借り入れになると思っております。この辺も十分ございませぬ、考えながらやってみようと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。</p>
	末武議長	<p>先ほど申しましたように委員会付託といたしておりますので、これで質疑を終了させていただきます。</p> <p>ただ今、議題となっております認定第1号は総務常任委員会に、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第10号の6案件は教育民生常任委員会に、第7号、第8号、第9号、第11号の4案件は建設経済常任委員会にそれぞれ付託いたします。</p>
	栗田町長	<p>日程第21 議案第1号 まんのう町オフトーク通信施設条例の廃止についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案の理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第1号 まんのう町オフトーク通信施設条例の廃止についての提案理由の説明を申し上げます。まんのう光ネットによる行政告知放送を昨年12月より開始し、これに伴いましてオフトーク放送を終了いたしました。また、オフトーク通信関係施設も撤去が完了しましたので、まんのう町オフトーク通信施設条例を廃止しようとするものでございませぬ。ご審</p>

<p>日程第 22</p>	<p>栗田町長 末武議長</p> <p>栗田町長</p>	<p>議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 1 号は会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 1 号は委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 1 号まんのう町オフトーク通信施設条例の廃止についての件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 2 2 議案第 2 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案の理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 2 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての提案理由についてご説明を申し上げま</p>
---------------	----------------------------------	---

<p>栗田町長</p>	<p>す。健康保険法、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、まんのう町国民健康保険条例の一部を改正するものであり出産育児一時金の改正であります。出産育児一時金、現行35万円を4万円引上げ39万円としようとするものであり、施行日を平成21年10月1日から定めるもので平成23年3月31日までの経過措置とするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>末武議長</p>	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君</p>
<p>本屋敷議員</p>	<p>10月1日の法改正によって、これ直接支払に全国的に変わるんだったんだと思うんですけども、ちょっと資料調べていって、曖昧だったため、ちょっと聞かしていただきたいんですけど確か1月1日に3万円の、去年の、1月1日でしたかね、3万円の脳性まひの、変えたと思うんですけども、そんな時にも直接支払のお話が出ったかと思うんですが調べて行ったら10月1日から直接支払制度に変わりますと、言うようなことがあったんで実際どうなるものか、そこをちょっと教えていただけますか。</p>
<p>末武議長 寶智福祉 保険課長</p>	<p>寶智俊史君 本屋敷議員さんのご質問ですが、直接支払制度というのは予定をされております。直接というのは医療機関に直接その分娩費をお支払するというところでございます。それとこの改正では39万円、35が39万円ということでございますけれども、先ほど3万というのは産科医療保障制度の上積み分でございます。これについては、その医療保障制度に加入する医療機関には3万円を上積みするというところでございます。</p>
<p>末武議長 本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君 すいません。質問が悪かったようですけれども、10月1日からの直接支払制度ということなんですけれども、今、たぶん事前申込で生む方が申し込んで、それで支給を受けて立替払いという形になっておると思うんですけども、10月1日からの直接支払になるということは、どのように告知していくとか、そういうことを考えられとんかどうとか、その辺をちょっと教えていただきたい。</p>
<p>末武議長 寶智福祉 保険課長</p>	<p>寶智俊史君 再質問でございますけれども、これ全て申請に基づいて行うということで申請に見えられた時にどうしますか、今のところは選択性をとっております。医療機関に直接、保険者の方から支払うというか、若しくは本人に支払うという選択性でございます。1</p>

<p>日程第 23</p>	<p>實智福祉 保険課長 末武議長</p> <p>栗田町長</p>	<p>0月1日からは、その医療機関に保険者が直接了解を得てお支払をすると。そういうことになろうかと思ひます。周知方法については、ホームページにも載せておると思ひますけれども、なお、周知徹底を図りたいと思ひております。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもつて質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第2号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よつて、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもつて討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第2号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よつて本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第23 議案第3号 字の区域の変更についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案の理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第3号 字の区域の変更についての提案理由を説明させていただきます。字の区域の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。それでは別紙、変更調書をご覧いただ</p>
---------------	---	---

<p>日程第 24</p>	<p>栗田町長</p> <p>末武議長</p> <p>栗田町長</p>	<p>きたいと思います。仲多度郡まんのう町造田字岡ノ峰に編入する区域といたしまして、字味噌桶谷 1, 206 の 2 を字岡ノ峰に編入するものであります。続きまして仲多度郡まんのう町岸上字岡谷に編入する区域といたしまして、字寺山 1, 276 の 1、1, 277 の 1、1, 277 の 2 を字岡谷に編入するものであります。これら 2 区域につきましては土地改良法第 85 条第 1 項の規定により、造田地区と岸上地区を県営中山間地域総合整備事業のほ場整備を施行したことに伴い、従来の字界が原型をとどめなくなったため新字界を定めるものであります。なお、この新字界の効力発生は原案可決いただいた後に香川県知事に届出を行い県による告示行為の後となります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 3 号は建設経済常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 24 議案第 4 号 字の区域の変更についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案の理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 4 号 字の区域の変更についての提案理由を説明させていただきます。字の区域の変更につきましては、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。本町の字の区域の一部を変更しようとする別紙変更調書をご覧いただきたいと思います。仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎下所に編入する区域といたしまして、吉野字木ノ崎上所の 2, 734 の乙を吉野字木ノ崎下所に編入するものでございます。続きまして、仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎上所に編入する区域といたしまして、炭所西字西ノ山の 1, 665 の 48 を吉野字木ノ崎上所に編入するものでございます。次に仲多度郡まんのう町吉野字黒見に編入する区域といたしまして、吉野字大谷の 3, 053 の 3、3, 052 の 1、3, 054、3, 055 の 7、3, 055 の 1、3, 056、3, 058 の 1 及び 3, 059 に隣接する道路、水路である町有地の一部を吉野字黒見に編入するものでございます。次に仲多度郡まんのう町吉野字東場正に編入する区域といたしまして、吉野字大谷の 2, 975 の 3、2, 976 の 2、2, 977 の 2 を吉野字東場正に編入するものでございます。次に仲多度郡まんのう町吉野字大谷に編入する区域といたしまして、吉野字平田の 2, 909 の 2 に隣接する道路、水路である町有地の一部を吉野字大谷に編入するもので</p>
---------------	-------------------------------------	--

日程第 25	栗田町長	<p>ございます。これらは平成20年度に地籍一筆地調査を実施したものでありまして、従来より字界は道路、水路等で定められておりましたが道路、水路等の拡幅等により現状と字界が一致しなくなっているため、今回の調査結果による道路の形状及び水路の形状にあわせて字界を定めようとするものであります。なお、この新字界の効力発生は国土調査法第19条の第2項の認証の日となります。どうぞご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	末武議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第4号は建設経済常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第25 議案第5号 まんのう町道路線の変更についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p>
	栗田町長	<p>議案第5号 まんのう町道路線の変更についての提案理由を説明いたします。次のとおり町道路線を変更したいので、道路法第10条の3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>路線名、豊田天神線については起点及び終点区域が変更され、当初延長633mあったものが765.9mとなり、約133m新しく町道に編入されます。編入された区間の幅員は4m以上で用地につきましては全て町に寄付され所有権移転登記も完了済であります。この道路が開通されることにより県道炭所西善通寺線と県道満濃善通寺線が接続され効果に期待が持てるところであります。</p> <p>また、路線名、大堀八幡線の変更であります。起点を変更し変更前延長388.3mあったものを変更後163.7mとなり約225m短くなります。この廃止された箇所の一部が今年度から土地改良事業で幅員4mに改修される予定になっております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。</p>
	末武議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p>

<p>末武議長</p>	<p>これより、議案第6号から議案第8号までの3議案に対しての質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。</p>
<p>本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君 辺地に関する総合整備計画についてちょっと質問させていただきます。辺地を充当できる事業は何かと、まあ、全部見てみると道路事業ばかりであったので、ちょっとこれ他に使えることがないのかと思ひまして調べてみると、電灯用電気供給施設であったり小学校や中学校の宿泊所であったりですね、診療施設、飲用水供給施設であったり、総務省が認める政令で定めるもの、その中には観光施設であったり地場産業の振興施策というものがあるんですが、辺地という中でですね、道路ばかり作っても今のところストロー現象で人間が出て行くことの方が多い中でですね、辺地としての総合計画を考える上で本当に道路しかなかったのかどうか。もし、1億円もですね、お金を入れていくのであれば観光施設であったり地場産業の振興施設を作る方が先ではないかという思いがあるんですが、この計画においては支所が担当したのか、まちづくり政策課が担当したのかわかりませんが、その辺はどういったふうに話されているかどうかだけお聞きします。</p>
<p>末武議長 川田企画 政策課長</p>	<p>川田正広君 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。辺地整備計画につきましてはご存知のとおりその地域の辺地性を解消するための総合的な事業を実施するという中身でございます。先ほどお話をしたとおりでございます。辺地計画におけますわが町の考え方といたしまして、これにつきましては辺地債を起債できるという大きな利点がございます。そういう中で辺地債につきましては旧町以来ですね、道路整備にもつぱら充当しているという事実がございます。その他の事業につきましては過疎地域の振興計画いわゆる過疎計画にたよるところが多くなってございます。過疎計画と辺地計画の違いにつきましてはご存知のとおり財政的な支援が違ってございます。いずれも充当率100%でいわゆる償還にかかるですね、交付税の参入の率が異なってございます。辺地債はご存知のとおり8割、過疎債は7割となっております。従いまして辺地債は繰り返しますが従来より道路整備をもつぱら重点的に充当してまいっとる事実をご理解いただいたらと思います。</p>
<p>末武議長 本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君 建経の方に付託すると思いますが、（総務です。）総務の方に付託すると思いますが、もつぱら使ってきた結果ストロー現象によってどんどん人がいなくなったというようなことも踏まえてですね、それなのにいまだに道路なのかというような部分をですね、まあ同じ1億入れて、いくら充当があるいうてもですね、地方交付税交付金が大枠で減っている中で充当、充当いうてもしよ</p>

<p>日程第 29</p>	<p>本屋敷議員 末武議長 川田企画 政策課長 末武議長 藤田議員 末武議長 川田企画 政策課長 末武議長</p>	<p>うがない部分ですので本当にお金を使う意味で必要な部分を何かというのを、もう少しですね、総務の方にも考えていただければと思います。</p> <p>川田正広君</p> <p>再度、本屋敷議員さんのご質問にお答えします。今回の辺地 3 件の整備計画につきましては塩入辺地につきましても、具体的な事業が当てられてございます。勝川辺地と川奥辺地につきましては、全て道路の改良等の工事に当てることになってございますが、前期の計画の積み残し分という考え方もございますが、全て生活路線という感じでございます、必要に応じ、今後事業を起こしていくということでございまして、この計画に載っておるから、すぐこの相当額をですね、記載すると考え方はございませんのでその辺ご理解いただけたらと思いますのでよろしく申し上げます。</p> <p>藤田昌大君</p> <p>ちょっと勉強不足で申し訳ないですが、辺地度点数というのがね、旧の満濃ではちょっと理解できないのでどういった基準でですね、やっていって、例えば大きくなるほど高いのか低いのか、その辺ちょっとそれぞれ違いますからね、これによってこの基準が例えば 108 と 182、その辺の基準が変わるのか変わらないのかちょっとその辺のことを教えていただけたらと思うのですが。</p> <p>川田正広君</p> <p>藤田議員さんの質問にお答えします。辺地度点数でございますが、これにつきましては政令により算定基準が決まっております。主な算定基準となる項目につきましては、最寄の駅、バス停から辺地の中心までの距離、また、小学校、中学校、高等学校等の教育施設、学校施設までの距離、それから医療機関までの距離、郵便局、役場、近傍の市役所いわゆる中心都市までの距離等が算定基準になっております。また、これに加えてバスの運行回数でございますとか、飲料水の状況等を加算してまいりまして 100 点を越えればその地域が辺地というふうな基準に該当するようになってございます。以上でございます。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 6 号から議案第 8 号までの 3 議案は総務常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 29 議案第 9 号 平成 21 年度まんのう町一般会計補正予算案第 3 号を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p>
---------------	---	---

<p>栗田町長</p>	<p>ただ今上程されました、議案第9号 平成21年度まんのう町一般会計補正予算案第3号についてご説明申し上げます。1ページをお開き下さい。第1条で歳入歳出それぞれ6億9,447万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,903,555千円とするものでございます。第2条で地方債の変更を定めております。</p> <p>3ページをお開きください。歳入に関する主なものご説明を申し上げます。第9款地方特例交付金、第10款地方交付税は交付額の決定によるものでございます。なお、地方交付税は3億224万9千円の増額となっておりますが、これは普通交付税の増額によるものでございます。第14款国庫支出金の増額補正の主なものは、経済危機対策関係の交付金でございます。第15款県支出金の増額補正は交付額の決定によるものでございます。第16款財産収入はプレミア付き商品券発行事業にともなう増額でございます。第18款繰入金は地方交付税の増額や繰越金が決めたことによる財政調整基金の減額による補正でございます。第19款繰越金は補正に伴う財源の補正を行っております。第21款町債は、地方交付税額や繰越金額の決定などによる減額補正でございます。</p> <p>4ページをお開きください。歳出につきましては主なものとして第2款総務費で5億1,222万9千円を計上しております。内訳といたしまして、第2項総務管理費で5億806万9千円の増、主には地域活性化経済危機対策臨時交付金事業の5億222万3千円でございます。また、統計調査費で農林業センサス等受託統計調査費で410万6千円を、情報通信費でサーバー等の情報通信機器の更新で500万円を計上しております。第3款民生費で388万2千円を計上しております。第1項社会福祉費では国民健康保険繰り出し金で783万5千円の減額、第2項児童福祉費では保育所費で臨時嘱託賃金等の減により538万9千円の減額、一方児童措置費で1,710万6千円を計上しておりますが、これは子育て支援特別給付金事業によるものでございます。第4款衛生費で264万円の減額補正を行っております。これは第1項保健衛生費で吉野保健センター、かりん温泉の臨時嘱託賃金等の減によるものでございます。第5款労働費で560万円の増額。これは、第1項失業対策費で、緊急雇用創出事業の追加によるものでございます。第6款農林水産業費で4,704万4千円を計上致しております。これは、第1項農業費で満濃農村環境改善センターの臨時嘱託賃金、第2項林業費で林道塩入三野線他2路線の林道開設改良事業費4,453万1千円の増額が主なものでございます。第7款商工費で6,700万円の増額補正。これはプレミア付き商品券発行事業等に伴う商品券換金料の増によるものでございます。第8款土木費で4,087万4千円を増額。これは、第2項土木管理費で橋梁長寿命化計画策定委託料400万円、町道維持補修事業費で870万円、第3項河川費で急傾斜地崩壊防止対策工事費330万円、第4項都市計画費でかりんの丘公園のフェンス設置工事費420万円、第5項住宅費で改良住宅等の水洗化事業1,810万円の追加が主なものでございます。第9款消防費で300万円の増額。これは第1目消防費で消火栓設置工事負担150万円等でございます。第10款教育費で1,</p>
-------------	--

栗田町長	<p>749万円を計上致しております。主なものとして、第2項小学校費で理科教育用備品購入費で505万7千円の増、第3項中学校費で理科教育用備品購入費で214万9千円の増、PFI導入可能性調査委託料1,000万円の増、第4項幼稚園費では臨時嘱託賃金を721万8千円の減、第5項社会教育費で高篠公民館改修工事費関係1,000万円の増、中学校海外派遣中止に伴う委託料300万円の減額、第6項保健体育費で給食場の臨時嘱託賃金428万8千円の減額が主なものでございます。なお第12款では長期償還金の財源663万4千円を特定財源から一般財源へ移行させるものでございます。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
末武議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。</p>
小亀議員	<p>小亀重喜君 すいません。もう大綱的というので非常に聞きにくいのですが、冒頭にそれこそ町長の方からお詫びの言葉がございましたので、ちょっと踏込んでしまうんですが、かりん温泉のことについてかまいませんでしょうか。すいませんが、冒頭にお伝えされましたかりん温泉のことなんですが、その新聞のくだりにこうあるんですね。一部住民が同温泉の管理運営を行うNPO法人の設立、認証を準備していると。栗田町長は町がその法人に委託するとしても改修してからになると述べられたと書かれているんですね、その改修の意味というのが非常に今わからなくなっている状態だと思うんです。その改修というのは、いわゆる温浴施設としての改修なのか、今回の補正であげられています健康増進施設整備工事費としての改修なのか。たぶん、反対等で来られた方というのは温浴施設としての改修を望まれていると思います。今、現在予算の方では当初予算にかりん温泉施設改修工事費として6千万円計上されていますよね、それは今のところ削られてないはずなんです。ですから今回もしこれが議決されましたら6千万円という当初予定のお金とそれから目的を事にした7千4百万円ですか、の方がダブル計上された格好になると思うんです。それについて、ちょっとそれは同じ施設に対して違う目的の改修項目がダブルで登場するということになりますので、非常に精査を欠いているんじゃないかなあとと思います。それについてどのようにお考えか非常に細かなことなんですが、1番初めにも触れられましたので大事なことかと思しますのでお考えの方をお聞かせ下さい。</p>
末武議長 栗田町長	<p>栗田隆義君 小亀議員さんのご質問にお答えいたします。陳情に来られた方が例えばNPO法人等を立ち上げた時には、その指定管理者で指</p>

<p>栗田町長</p>	<p>定していただく気持ちはあるのかということだったと思うんですが、私が答えましたのは、やはり今の温浴施設をそのまま使うということになりますとどうしても改修、温浴施設の方をボイラーとか配管とか電気系統のものを改修してからでないと、例えば指定管理者で委託するということが、指定管理者でなくても誰かやるという人がおってその人をお願いする。委託するにしてもやはりそのボイラーとか設備の改修をしてある程度はリニューアルしてからでないと多分使っていただけるようにはならないのかなあということで私はお答えいたしました。それと今2本建てで出てきておるといような話もございましたが、今回政府の緊急経済対策である程度予算が付くということで、それならば今回保健センターとして改修するにはその予算を使って行こうということになっておりますので、ちょっと2本立てということになっておりますが、どちらかを今後補正で外して行くようなことになろうかと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p>
<p>末武議長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君 あまり踏込めないと思いますが、どちらかをいうのが非常に大事で、町長の意図をここで問いただすべきところではないのかも知れませんが、そのどちらかというのを今現在はどうお考えかだけ、もし差し支えがなければお聞かせ下さい。</p>
<p>末武議長 栗田町長</p>	<p>町長 栗田隆義君 かりん温泉の一応、先般の臨時議会でかりん温泉の条例が廃止されたということで今のかりん温泉を今後どのように利用していくかということで、今、福祉保険課の方とも色々検討いたしております。どちらかの予算か、ひょっとしたら今あるやつを少し使わないかんようになるか、もう少し少なくて済むか、色々今後まだまだ検討の余地がありますので、今後検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p>
<p>末武議長 本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君 2点ほどお聞かせいただけたらと思います。まあ、今回の補正予算の大きいのは臨時財政対策債だと思うんですけども、今、民主党政権になってですね、執行されてない8兆円余りの分を執行停止にするというお話が出てきよんですけどもその辺りについて1つと、もう1つですね、今回の臨交金の予算を見せていただいたんですけども、どちらかと言うと当初予算に上げられていたものを削ったような形ではなくてですね、お金はくれるから何してみるかというような形で出てきたものが多いのではないかと僕的には感じるんですけども、例えばですね、ホームページの800万であったりですね、詳細が見えない、後まあ商品券の方にもですね、200万円をかけて商品券のデザインをしてもらおうと言うような、ほんなら1割、200万を補助するようになれば2千万円の商品券が刷れるわけですから、そこも良く分からないし、商品券の新しいシステムの導入と、今あるシステムが入っておるのにまた新しくシステムを導入するのかとか、そういった詳細がちょっと見えないので審議するにも審議しづらいと言うのが、</p>

<p>本屋敷議員 末武議長 栗田総務 課長</p>	<p>現状ですので、ちょっとそういった所の詳細資料をいただけるものかどうか。この2点をお願いします。</p> <p>栗田昭彦君</p> <p>まず1点目の国の補正予算の執行が果たしていかなものかというご質問でございますが、私共、非常にそれを危惧いたしておりますして、明日の一般質問にも出るような、質問の中にもそういうご質問があるかと思います。で、県の方へ9月の下旬にですね、いかなものかという質問を投げかけております。そうしますと、県も当然答えは出ませんので、国の方に問い合わせて見ますと、国の方についてもですね、今のところ責任のある回答はできませんよというような状態でございます。</p> <p>それからもう1点目の今回の臨時交付金の内容について当初予算を削るのではなく、お金をくれるから色んな物を実施するというようなご質問でしたが、この臨時交付金というのは基本的には経済対策ですね、その経済の活性化を図るものですから、当初予算で計上しているものはもちろん最初からその予算に入っているんだから、それだけの金額は出るものでございます。ですから、経済を刺激する目的が今回の補正予算でございますから、これに上乘せするという意味ではございまして、別個にですね、当初予算とは別個な予算の配分、予算の組立てをすべきだと言うのが国の方針でございます。</p> <p>それともう1点、この場の資料というのはですね、各課におきましてそれぞれ用意できるものとできんもんありますので、私の方からは申し上げられないということをご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>末武議長 本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君</p> <p>民主党の方は、の、動向を見ながらと言う形になるんかと思いますが、2点目のですね、経済を刺激するために行う事業であるから予算優先度とは関係ないというような形がありましたけれども、今回の事業にも大きいのはハード整備事業が多々あると。そういった場合にですね、全部臨交金で整備にはお金がかからないけれども、当然後年においてはですね、その維持補修等々関わってくるというのが当然であってですね、それをですね、今回の経済刺激を行うための算定でお家造ったんであればですね、いかなものかと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。</p>
<p>末武議長 栗田総務 課長 末武議長</p>	<p>栗田昭彦君</p> <p>今回補正をお願いしている中で、施設の整備にかかるものが何施設かございます。これはですね、新たに、新しくですね、全く新しく造るというものではございませんで、改修とか改築とか増築でございますして、確かにですね、光熱費等はかかるいうんはそもそもあると思いますが、増える部分はですね、そういう光熱費が主なものというふうに考えております。以上でございます。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君</p>

<p>谷森議員</p>	<p>地域活性化経済対策臨時交付金と、これ1度かな、全員協議会の中で説明があってその時にその段階ではこれは定かではないと、こういうお答えであって、それから後にこういう予算が出てきたかと思うんですが、全体を見ますといわゆる言葉が悪いかもしれませんが、この予算も全て役場が丸取りですよと、そういうような中でこの事業の中身を見た場合に、全て箱物と言うような感が否めないと言うことは本屋敷議員も指摘しておりましたが、そういったものを造った場合に必ず後年度負担が付いて舞うと、そうでなくても合併してから様々な公共施設が空いておると、こういうことで新たに色んなこう事業を展開して行くという事については非常にこう疑問を抱くわけです。そしてまた、他所の町ではこの予算を住民福祉の方へも使えるというようなことで、高齢者の例えば住宅の耐震言うてもその本格的な耐震ではなかろうかと思うんですが、そういう事業或いは福祉とかそれからまた、小規模の事業所のためのいわゆる事業言うんですか、こういうようなことへも予算を回しておるとこういう自治体があるわけですが、本町の場合にはあまりにも全てがもう行政のいわゆる関係のある施設を改修或いは新規に建て直していくとか、こういうような事業が全てでありますので、甚だ疑問に思うんですがこの点いかがですか。</p>
<p>末武議長 栗田総務 課長</p>	<p>栗田昭彦君 谷森議員さんのご質問でございますが、先に全員協議会の方で全体的な計画をお示しいたしまして、その後、この部分に特化した各常任委員会の中で予算の説明をさしていただいております。で、今回箱物意外にですね、道路整備或いは防災関係等も計上いたしております。で、町としてはですね、この臨時交付金が無ければ本来やりたいそれぞれの施設の整備ができないということから必要性を当然そのすべきものがこの交付金でできるという、そういうその考え方に立って今回このような計画をいたしておりますという事をご理解いただけたらと思います。</p>
<p>末武議長</p>	<p>他に質疑はありませんか。 谷森哲雄君</p>
<p>谷森議員</p>	<p>建設経済委員会の中でもそのいわゆる道路整備とか町道ですか、こういうようなことでこの分の資金を当てるとこういう説明は受けておるわけですが、私が思うのはやはり住民サイドに立ったいわゆる住民福祉の方への事業は考えられなかったのかなと思うわけでありまして。だから全て使い切るんでなくしてですね、例えばほんとにこう高齢者とか社会福祉の事業に使う一部は回して欲しいと、こういうような考えを持っておりますが、そういう事業は今見当たらないのかそれともそういう事には、まあ言うたら葉悪く言えば使いたくないとお考えになっとなか、やはり私としては福祉とかの方にも事業は多くあると思います。だから、そういうふうにも是非使っていただきたい。いわゆる生活密着型とかそういうふうには予算はある程度は回して欲しいと思うんですが、いかがですか。</p>

	<p>末武議長 栗田総務課長</p>	<p>栗田昭彦君 谷森議員さんの再質問でございますが、谷森議員さんご指摘のお気持ちは町といたしましても充分でございます。で、そのようなことを踏まえまして、今回こういう計画を出ささせていただきました。町といたしましても全体的なことも考慮いたしながら、こういう事業計画を進めて参っておりますので、何分ご理解の方よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>日程第 30</p>	<p>末武議長 栗田町長</p>	<p>この議案は総務常任委員会に付託をいたしておりますので、これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 9 号は総務常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 30 議案第 10 号 平成 21 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 2 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>只今上程されました議案第 10 号 平成 21 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案の提案理由についてご説明を申し上げます。</p> <p>33 ページをお開きください。第 1 条、事業勘定の歳出歳入の総額からそれぞれ 12,578 千円を減額し、歳出歳入の予算の総額をそれぞれ 24 億 97,866 千円とするものでございます。</p> <p>35 ページをお開きください。歳出で介護従事者処遇改善臨時交付金の交付による歳出予算 12,578 千円の減額補正であります。補正前 1 億円を 12,578 千円減額し、補正後 87,422 千円とするものでございます。これに伴い国庫支出金を 3,988 千円、県支出金 755 千円、繰入金 7,835 千円をそれぞれ減額補正しようとするものでございます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>日程第 31</p>	<p>末武議長</p>	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいりません。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 10 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 31 議案第 11 号 平成 21 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。</p>

<p>日程第 32</p>	<p>末武議長 栗田町長</p> <p>末武議長</p> <p>谷森議員</p>	<p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>只今上程されました議案第 1 1 号 平成 2 1 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案の提案理由についてご説明申し上げます。</p> <p>4 1 ページをお開きください。第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6, 1 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 0, 7 9 5 千円とするものでございます。</p> <p>4 3 ページをお開きください。歳出では第 1 款、総務費で 9 万円増額、第 2 款、医療諸費で 6, 0 2 3 千円増額補正し、総額 6, 1 1 3 千円の増額補正しようとするものでございます。内容につきましては平成 1 9 年度の老人健診料報酬請求の過誤調整によるものでございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 1 1 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 3 2 発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 谷森哲雄君</p> <p>発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定について。上記の議案を別紙の通り地方自治法第 1 1 2 条及びまんのう町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。</p> <p>平成 2 1 年 9 月 1 7 日、まんのう町議会議長、末武弘道殿。</p> <p>提出者、まんのう町議会議員、谷森哲雄。</p> <p>賛成者、まんのう町議会議員、川原茂行、白川美智子、小亀重喜。</p> <p>まんのう町木造住宅建築奨励条例。</p> <p>目的、第 1 条、この条例は木造住宅建築奨励により山林育成、林業の活性化をもって国土保全、水源涵養、環境保全に寄与すると共に、木造住宅を新築する建築主に対し、助成し、本町の定住促進及び本町産業の振興を図ることを目的とする。</p>
---------------	--	--

<p>谷森議員</p>	<p>定義、第2条、この条例において、木造住宅とは在来木造軸組工法により主要構造部を木造とするもの（以下、木造住宅と言う。）を言う。</p> <p>助成措置、第3条、町長はまんのう町内に町内産の木材を使用した木造住宅を建築する建築主に対し、この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づき補助金を交付する。</p> <p>委任、第4条、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。</p> <p>附則、施行期日、この条例は平成22年4月1日から施行する。</p> <p>まんのう町木造住宅建築奨励条例の提案理由を述べさせていただきます。平成20年12月定例会議、12月11日に表題部は同じの提案をいたしました。この後の協議、審議等の経緯、推移等により変異もありました。よく斟酌し、条例文も簡潔にすると共に条例の目的を達成させるための協議も重ね、条例の目的と施行規則の整合性が図られるよう努力いたすことにより、条例と施行規則が相関一体となるものであること。これにより、ここに改めて提案させていただきます。どうかご審議の程よろしくお願い申しあげます。</p>
<p>末武議長</p>	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>高木堅君。</p>
<p>高木議員</p>	<p>大変素晴らしいような条例かのように聞こえますが、この条例の中身っちゅうんが全然これ見えてこんのですね。はっきり言うて。具体的に挙げれば、2条の、第2条で木造住宅とは在来木造軸組み工法により主要構造部の木造とするもの、以下木造住宅という。この中身ですが、委員会の委員さんに聞いたらまあ住宅に関する柱とか土台を使用する云々とか、それに対して坪数とか平米数ですね、建坪の、平米数とか、なおそんなんが全然見えてこんし、どの程度の金額かというのも全然分からんと。これを規則によって定めるような内容のもんであろうかと思いますが、木造住宅と言うのは構造材と言うのは土台、柱、梁、母屋、桁等々が主であらうかと思いますが。柱、土台と桁というのもう委員さんみなさんぱっと見てでも分かるように、本庁から南の方、山見ればそう簡単に採れるような材は無かろうかと思いますが。そういったことを充分考えて審議、委員会でこれ審議今までされたんだと思いますが、どの程度の面積またどういった構造材が必要、具体的にこれ審議されたんかされてないんか。ほれと金額とかいうんを審議したかしてないんかと。ほれと大変幸いにして、我がまんのう議会にも熟練した立派な大工さんがおいでるのでその辺も十</p>

高木議員	分説明できるんでないかと思いますが、大変これ建築基準法も年に何度と無くこれ非常に厳しい規制等に変更等がかかっております。そういった観点に立ったら、通常の立派な腕をもっとるかどうかは知りませんが、簡単に家を建てられるような状況ではなからうかと思えます。なお、その分の機材の認定ですね、まんのう町産という認定これ誰がどのような形で認定されて、どういった状況ならええんかと言うのを十分委員会でも当然これ審議詰められてたことと思えますが、その点十二分に我々ど素人にも分かるように説明していただきたいなと私はそう思っております。その点よろしく願いしたらと思えます。
末武議長	谷森哲雄君
谷森議員	只今、高木議員の専門的なお尋ねでございますが、いわゆる構造部と申しましてもいわゆる純粹の木材、いわゆる無垢もん言うんですが、無垢材とそれから最近是集材材の柱とか、上具がたくさん出回っております。そしてそれは、共同的にも無垢材と何ら変わらない、むしろ強いんだとこういうような理論もされておるわけでありまして、やはり私達といたしましては従来の日本の伝統建築であります純粹の木造、無垢材の住宅ということを考えております。そしてまた、面積とか金額等については今まで委員会で色々こう議論してきまして、そしてそれは運用の段階における規則の中にそれはきちんと項目として定めると、そのことによって執行部が条例と規則に基づいて補助金とかについて対応していくということでございます。そしてまた、この後において、建設経済委員会でいわゆるこの懸案となっております面積とか金額等についてもよく議論をさしていただきまして、そして提案理由の中でも申し上げましたが、いわゆる条例と施行規則が相関一体となるものというようなことを基本においてきちんとした条例、そしてまた規則が相関一体のものであるべき姿になると私はそうのように期待もしておりますし、信じておるわけでございますので、提案者そしてまた委員会といたしましても執行部と規則について協議さしていただき、実のあるこの木造住宅条例が皆様方のご理解等によりまして議決されることを願っておる次第でございます。
末武議長	高木堅君
高木議員	谷森の先輩議員の説明を聞かしていただきましたが、大変向こうの见えないこの条例の制定についての提出でございますので、執行部の方もこの担当の課長で結構ですから、どの程度まで我々知識のない議員に見えられるようにこれ説明ができるかちょっと簡単明瞭に時間もかかることですから説明もらえるんですか。
末武議長	谷森哲雄君
谷森議員	これはまあ、私が提案しておりますので、私の方でお答えさしていただきたらと思えます。やはり、町内産ということにおきましては、これまあ規則の段階ですので、私が申し上げるのはどうかと思えますが、なかなか上具は町内産では難しいと言うことで本当のこう、何言うんですか、木造住宅を奨励言うことで土台と柱は町内産と、それでこの分の認定については基本としては森林

<p>谷森議員</p>	<p>組合と、基本としては。こういうようなことを考えておりました、そしてまた具体的なことについては、執行部の担当と協議させていただいてこの条例に対してこれはどなたとんや、それは分からんがというようなことのないような条例と規則ができるものと私は期待と信じておるわけでございます。</p>
<p>末武議長</p>	<p>高木堅君</p>
<p>高木議員</p>	<p>谷森議員さんが執行部と協議した内容を今説明いただいたわけですが、谷森議員さんが言われる土台、柱等とありますが、琴南、仲南、阿波境の山行ってでもですね、間伐材というのは当然芯持ちで檜であれば造林しておれば、これ間伐するんやったら当然土台とか檜、あの場所の悪いところ、ほとんど場所悪いですね、そういった分やったらむしろ垂木材がまだ採れるんで、柱と言うのは大変採りにくいような状況、だったらこれ柱というのは、柱よりむしろ垂木材ですね、垂木、根太等になるんですね、縁の下の。僕は素人やから分からんけど。だいたいそういった分のつゆまでこれせんと、これ出してくるんちょっと私これ理解できんので、また本会議でまたやらしていただきます。終わります。</p>
<p>末武議長</p>	<p>藤田昌大君</p>
<p>藤田議員</p>	<p>長ござりますんで、3点だけ。簡潔に言います。この条例自体のですね、第1項の目的についてはこれひょっとしたら違う条例の方がええんでないかなという目的でありますので、その辺ちょっと言うときます。それともう1つですね、木造住宅言うことですね、木造住宅をその木をですね、多分まんのう産ということでせないかんと思うんですよね。そのブランドした時にそのする業者さんとですね、その材木がはたしてどうなるのか言う議論をしたのかしてないのかというんと、もう1点、条例化しますんで当然例えばですね、50万出すんやったら10件ぐらい建てやと、ほんたら500万の予算計上しますでやりますよね。条例ですけん、したんやから。それをせんと条例の意味がありませんからね。そういうことをやった時に、おい、年に1件しか建たんやないかというのはですね、ちょっと寂しい気がしますんで、その辺の感覚をですね、ちょっと提出者にお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いします。</p>
<p>末武議長</p>	<p>谷森哲雄君。</p>
<p>谷森議員</p>	<p>いわゆる今先程の高木議員の質問の中にもありましたが、いわゆるその琴南とか仲南の山奥には間伐材と、これはまあ費用的には相当高くなりますので、仲南の森林組合が近くに山が、森林組合の山がありまして、前もって言うて、注文があれば5戸前或いは10戸前は充分確保できますよと。それから檜の柱には向かんでないかと、こういうようなご意見ごもつともですが、従いましていわゆる土台と柱の総本数の内の9割までと、おおよそですけど来年的に。それで後のその和室においてはやはり、こう無地とかそういうのは材木屋から購入しなければいけないのではないかと、このようなことを考えておりました、いわゆるなかなかその</p>

<p>日程第 33</p>	<p>谷森議員</p> <p>末武議長</p> <p>小亀議員</p>	<p>厳密にどうかこうとかいうんでなくして、やはりこの条例の本来の趣旨をやはり私は尊重していただいて、木造住宅、日本の伝統の木造住宅を継承していきたいと、そしてまた、あの、ええと、藤田議員さんの質問・・・</p> <p>（もうかまん。言うたらええ。）</p> <p>えー、ちょっと大変こう・・・</p> <p>（条例の効果、効果がある。）</p> <p>あっ、思い出した。ちょっと他事考えよったりしよったら。条例の効果については、いわゆる、例えば、今、例えばの話が藤田議員が50万とか言うような金額が出ましたが、例えば50万で10戸建てたら500万やがと、な、それでそれが建つんかと、こういうようなご意見であったかと思えます。これはなかなか今の情勢では、情勢いうんかではなかなか難しいと思うんです。今はもうほとんどが大手のハウスメーカー、いわゆるテレビでよく宣伝をしておりますタマホームとか或いは県内の中堅の工務店とかそういうところが、ほとんどあるいは、固有名詞を挙げるのはどうかと思えますが、そういうところがほとんど若者のニーズを掴んでおましてそういう家が建っております。そういう中で、やはりこう地域のそれぞれの何言うんですか、こう産業を振興発展させるためには木造住宅は色んなこう分野に波及効果があると、そういうことで地域の発展に繋げていきたいと、そういうことでこの木造住宅奨励条例を提案しておりますし、そしてまた、何もせんかったら恐らく条例のみで申し込みはないのではないかと、このようなことも危惧しておるわけでありますので、でき得れば私達も一生懸命努力してこういういい条例でもあるし、ほんとの森林を守っていく、或いは地域産業に繋がっていくとこういうような趣旨を皆さんにご理解いただいて、やはりほんとのいい家を建てて欲しいとこういうようなことで、鋭意努力いたしたいと思えます。</p> <p>この木造住宅の問題は、また建設経済常任委員会に付託いたしますので、先程のお2人の意見も熟慮して検討していただいたらと思えます。</p> <p>それでは質疑を終わります。</p> <p>ただ今議題となっております、発議第1号は建設経済常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第33 発議第2号 まんのう町議会基本条例の制定についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 小亀重喜君</p> <p>失礼いたします。只今上程されました発議第2号 まんのう町議会基本条例の制定について、地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条第2項の規定に従い議案提出の理由を申し上げます。なお提出理由は、お手元の条例最終ページに添付しておりますので、ご参照ください。</p>
---------------	-------------------------------------	--

<p>小亀議員</p>	<p>提出理由。地方分権の時代にあつて、地方議会の果たすべき役割と責任が増す中、これまでの先例や慣行にとらわれることなく、多様化する住民の意思やニーズを反映させるための新たな試みに取り組むなど、地方議会並びに議会議員は、分権時代に相応しい的確な対応が求められています。まんのう町議会においても、現状を省みるとともに公正性、透明性の確保や町民に開かれた議会を目指し、議会改革、議会活性化を図らなければなりません。</p> <p>まんのう町議会及び議会議員が自ら積極的に議会活動及び議員活動の在り方や町民及び行政との関係を見つめ直しながら、議会の機能を十分に発揮し、与えられた役割と責任を果たしていくため、本条例の制定を意図し、ここに提出するものであります。</p> <p>この条例の制定は、まんのう町の指針として策定され、本議会にて可決されたまんのう町総合計画において、その33ページ及び87ページに記された活力、創造と改革のまちづくり、住民と行政、議会の連携、協同の具体化を目指したものです。当該条例は総則から始まり、議会及び議員の活動原則、町民と議会の関係、議会と行政の関係、自由討議の拡大及び保障、議会機能の充実と強化、議員の政治倫理、身分及び待遇、最高規範性と見直し手続の8つの章、19の条文から構成されています。本来でありますれば、全19条について一言一句読み上げその背景や狙いを詳しく述べたいところではございますが、議会の円滑な運用を考えますに本議案のみに多大な時間もかけられません。条例の特徴を抜粋列挙し、ご提示することで議案説明に変えさせていただきますと思います。本条例の目的を一言で言えば、市民参加と情報共有化を図り、議会と議員の責務を果たすこと、これに尽きます。そのために、1つ、本会議の他、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等法令に定められた会議は原則公開とする。2つ、町民との活発な意見交換の場となる議会報告会を開催する。3、町民に分かりやすい議会論議並びに審議論点の明確化のために一問一答方式を導入し、行政への反問権を付与する。4、議会、議員と行政との関係の透明化、公正化を図る。5、透明性の確保と議会審議での論点情報の形成のため、提案に際し行政に対し政策の発生源等、8項目の明確化を求める。6、議会議決に附すべき重要案件を明示する。7、通年議会とし議会招集手続きの簡素化、議事の迅速化を図る。8、研修視察、政務調査の意味合いを明示する。9、議会広報を発行し、議会情報や重要案件に関する各議員の対応、意思表明、賛否を広く伝える。10、町民の意見が反映できる議員定数、議員報酬の改正手続きを定める。以上代表的なポイントを抜粋して提示させていただきました。これまで何度か議論はあったものの、結果としては曖昧なままとなっている議会として実行すべき事項を極力明確にしたつもりです。当町議会の現状を考えれば、大いなる議会改革と受け止められるかも知れませんが、地方自治法の趣旨から言えば当然導きだされる事項ばかりと考える次第です。冒頭に戻りますが、どうか議員各位におかれましては、議会活動及び議員活動のあり方や町民及び行政との関係を見つめなおし、議会の機能を十分に発揮し、与えられた役割と責任を果たしていくため本条例が必要か否か、そして掲げられた条項が相応しいか否か、十分なる審議を経てご議決賜りますよう心よりお願い申し上げます。また、審議にあたっては公聴</p>
-------------	--

小亀議員	<p>会制度、パブリックコメント手続き等、住民参加の機会を講じられますことを強くご期待申し上げ議案提出理由の説明とさせていただきます。失礼しました。</p>
末武議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君</p>
谷森議員	<p>最近はこういうようなんが、各議会でこう提案されておるようなことを聞いてはおるわけでありますが、非常にこう一問一答式とか、或いは議会の透明性とか民主的な運営とかこういう非常にこう積極面言うんですか、前進面は評価したいと思いますが、その中ですね、若干こう何言うんかここまでこう明文化言うんか文章化しなくてもいいんじゃないかというような思う箇所もあるので、ちょっとお尋ねしたいと思います。例えば、ちょっと質問、お尋ねがちょっと順序がこう前後しますが、いわゆる議会報告会とこれを位置付けしておりますが、この前段で目的とか議会活動の活動原則とかこういう中を見れば、住民から色んな場でご意見を聞きますよと、こういうようなことがあらゆるところで書かれております。そして、だからその議会報告会言うことについてちょっとこう、疑問を持ちます、持つわけでありまして。それからですな、それから細かいことですが、議会の活動原則、第2章のところ町民にとって分かりやすい言葉を用い、説明責任を果たすことと、こういうようなこう明文化されておるのですが、ここまでこう書かなくていいんじゃないかなと思ったりする。若干そういうようなんがあるわけです。それからですな、もう1つは政務調査費ですか、こらもうまんのう町にはそういうこと、そういう政務調査費は出てはないんですが、そういう出してもらう言うことを前提でこういうようなものを条例を提案してきたのかお尋ねいたします。それからですな、</p> <p>(また、委員会でやれ。)</p> <p>はい、分かりました。それからせつかくですので、何言うんか第4章の議会と行政の関係で3番から4番ですか、これはかなり細かく書かれておるわけですが、ある程度議員の活動が制限されるような気もするし、それからまたここへこう書かれておることの判断の基準言うんですか、明快性言うんか明確性がちょっとできないのではないかなと思ったりするんですが、この点ちょっとお尋ねいたします。</p>
末武議長	<p>小亀重喜君</p>
小亀議員	<p>まず持ってですね、かなり熱く書いてしまっているところが確かにございます。ほんとにこれがそのままいければ素晴らしいと</p>

<p>小亀議員</p>	<p>は思っておるんですが、現実と見比べた時にほんとに可能かどうかいうのこそ、皆さんで十分にご審議いただけたらよろしいかと思ひます。そういうことを前置きしておきまして、まず1つ、2つ、その今言われた分について、お答えできたらと思ひます。</p> <p>まず持つては議会報告会への疑問なんです、議会報告会はここではそれ程詳しくは書いてはおりません。議会報告会はしなければならぬ。ただその報告会の在り方については2番の議会報告会に関する事項は別に定めると書かしていただきました。結局これは、去年ですかね、ちょうど議員定数等を上程さしていただいた時に議会報告会のことも出ました。そのときに確か、記憶で間違いがあったらいかんのですが、ケーブルテレビ等々によって中継を始まるから止めましょうという話やったんですが、なかなかそこへ色々な諸問題がございましてたどり着くのに時間がかかりそうである。で、それがなかなか行かないんであれば議会報告会はせないかんなど、逆説的に言えばそういう事になるかと思ひます。それと議会報告会他で色々意見を聞くからいらぬじゃないかと言ひながら、議会報告会と言う形でちゃんとした場を設けてないと、いわゆる特定の方だけとの話、地区で皆さんが参加できて議員と自由に意見を交換できる会と言うのは別物として必要じゃないかということとそこに持ち上げた次第です。イメージとすれば、今これちょっと言い過ぎかもしれませんが、町の方で町政懇談会をされてますよね、そういう形で議会主導であつた形の場ができたらいいのではないかと言うのが議会報告会に関するイメージです。それが1つ。</p> <p>それから、次は何でしたかね。説明責任ですね。議会の中では皆さんもう長年ベテランの議員さんもおられますので、普通にしゃべつてる言葉が一般的にはなかなか分かりにくい。例えば、先程の議論出ました不要額なんか言うのは一般的には誰も分からないんですよね。不要とはいわゆる不にそれから必要、不要の不要かもしれないということで、議会言葉と言うのが非常に蔓延してまして、当然のように使われてますけど、それを分かり易く使わなかつた費用、要らなかつた費用じゃないんですよね。そういったことが端的に説明できるような形で住民に分かり易い言葉で説明する必要があるんでないかな。多分、その例えば広報誌ひとつ取りましてもあの中で書いてることは皆さん読んでと思ひないんですよ。もっと柔らかな言葉じゃないと分からないだろう。説明責任を果たすためには分かりやすい言葉で語らなければならぬだろうと言うことでそれが説明責任に関わる部分です。それと、政務調査費なんです、今これももう思案でございしますので、何とも言えないんですが、政務調査費を認められてないのにそれを経常化してお金を貰おうということではなくて、今現在考えてますのは、議員研修でございますよね。議員研修と言うのはこれはもうほんとにスキルアップであり、知識を入れたりと言うことでその議員研修と政務調査費を一体化させて、今議員研修は何かしかなのお金がかかってます。それをその費用を言うてみたら、政務調査として位置付けてやっていったらどうだろうかということで、それを一緒くたにした条文にさしていただいております。ですから、新たなその費用が発生するという意図はございません。今、ある中でやっていけたらどうだろうかというふうに思っております。ただまあ、十分な例えば調査等やりましたら、どう</p>
-------------	---

<p>小亀議員</p>	<p>してもお金はかかっていきますので、そのかかっていくお金と出してくる成果というのが均衡が取れば私はある程度それを積極的に申し上げてもいいんじゃないかとは思っております。それが1つと。</p> <p>後、議員活動の制限どうこうなんです、すんませんこれあの逆に言えばきっちりしたいがために3番と4番を書いたんです。あの、3と4に何があるかと言うと言った言わないがどうしても発生するんです。それから例えばいわゆる口利きですよね。これを県なんかでもこれを実行されているところもあるんですが、何かまあこう口頭で言った言わないいうことが残ると、後はいわゆる議員からの圧力的なことがどうしても発生するというのが、世間一般の悪評の一言です。ですから、それをもっとクリアにしたいがために口頭による要請を行い、行わないと。それは行った時にはきちっとした署名を残しとこうということがあります。それから4番の方につきましては、皆さん私自身も初め全然分からなかったんですが、議員そのものにはいわゆる調査権はございません。委員会とか議会にしか調査権は本来ないんですが、議員と言う立場でどうしても尋ねに行ってしまう。カウンターを越えてしまうということがございます。そうじゃなくて、それ以降と言うのはあくまでも検査がしたい時には委員会として議会としてでなかったら、検査をできないという事を心得て欲しい。私自身もそういうつもりで、知った顔がありますんで、カウンター越しちょっとちょっとと言ってしまいうんですが、それは下手をすると調査権、議会特有の調査権のどこまで入ってしまってます。そこらを十分に心得ると言うことを含めてこの条文をしたつもりです。で、ただ議員の制限と言うことではなくて、今谷森議員さんが触れられなかったんですが、大きい項目としては通年議会がございまして。これはもう明らかに議員の権限を強化するものです。例えば、ちょっとそれは説明したかったんですが、今専決処分と言うのがございまして。基本的には議会を開く間がなかったから、専決処分なんです。でも通年議会でしたらそれはあり得なくなります。基本的にいつでも審理できる状態ですので、そういうことと言えば、議会の権能、むしろ国会で言う行政主導ではなくて政治主導、議会主導で政治を考えてけるという形になろうかと思っております。後はまあ、議運で。</p> <p>(委員会やれ。)</p>
<p>末武議長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君。</p> <p>今あの、分かっとなります。いわゆる私も先程こう質問しようと思ったんですが、小亀議員さんが今いわゆる議会の通年化的ことで、私が質問してないこと言うことで説明があったんですが、これはですなあ、私が考えるのはいわゆる今このいわゆる定例会議言うんですか。あの3月、6月、9月、12、これはもう不変化しておると、そういうような中で定例会を開催回数を年1回とし、その会期は通年議会とするとか、それとからまあ言うたら、緊急に議案等の審議が必要な場合はその都度本会議を再開すると。この下りに若干の疑問を持つんですが質問をお願いいたします。</p>

<p>末武議長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君 これも形としたら一般の方にはあまり変わらないかもしれませんが。イメージとしたら1月の一番初めに町長の方で召集していただいて議会が始まります。後は例えば1月でそれは終わって3月になりましたら再開です。いわゆる3月議会みたいな形ですね。終わりましたら一応また中断です。6月になったら再開するという形で形としたら定例会にあまり変わらない形でいけるかと思えます。ただ一番大きいのは議会の召集権は今んとこ町長さんにしかないんです。で、議員提案で例えば議員発議しようとする手続きを踏まなければならないんです。でもそれがなくなるんです。ずっと開いてますから、いつでも自分たちが出したい議案が出せるんです。それから、定例会を例えば今4回になってますけど、極端な例を言いましたら12回にしても構わないんです。で、毎月一般質問できるんです。やろうと思えばですよ。ですからそういう自由度を持たせる言うことが、これまで議会としたら年4回の定例会だと言うふうに決まってますけど、そうじゃないんですよ。定例会の回数を今何ぼでも変えられるんです。ですから、まんのう町にとって、まんのう町議会にとってベストな定例会とは何ぞやということを考えていただいてそれは3回かもしれんし、逆に6回かもしれない。12回かもしれない。ということで、自由度をもう一方議会の方に取り戻そうやないかという条文でございます。以上です。</p>
<p>末武議長 三好議員</p>	<p>三好勝利君 何回も一緒なこと論議繰り返しても、重要性は分かっとるけど委員会付託となっとるし、我々昨日今日議員にしたんでない、20年たつてきとんやけど、こういうことでずっとやっとなんだらここへ座れんのですわ。こういうことは。中央の方でやっとな国を代表するような議員が政治倫理の確立言うたら、子どもでも笑いよんですよ、子ども小学生が。何で国を代表する議員が自分らのことを決めないかんのやと。そなん分かつとろがと。ほれとよう似とんですよ、これ。真剣に考えないかん。はっきり言うて。そうでしょうが。これは委員会に付託しとんだからここで論議する前に委員会付託してそれからまたやるんです。委員会、これは議運やったやんな。議運のベテランおりますから、十分審議してまたしますから、これでやったってきりがないがこれ。 (一言だけすみません。) もうええ、もうええ。 (ちょっと、ちょっとだけ。すみません。)</p>
<p>末武議長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君 ほんとにお詫び申し上げたいのが、実は全国で調べましたら、私がカウントするだけで65ぐらいの自治体で議会基本条例があるんです。で、県内で言いましたら、もう私雛形にさせていただいたことも暴露しとった方がいいんですが、宇多津町で作られて</p>

<p>日程第 34</p>	<p>小亀議員</p> <p>末武議長</p> <p>大西豊議員</p>	<p>います。先行して。それら全てが議会運営委員会から出てるんですよ。大半の議案として。ですから本来でしたら若手 2 人がそのちょっと先走った格好があるんですが、実のところほんとはもう議会運営委員会の方で本当に可能で、本当にまんのう町の議会としていい形にさせていただいて、原文ではなくて思うのは修正を十分させていただいて、いい形にさせていただくことを心から願っていますので、ぜひ委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>はい、他に。</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、発議第 2 号は議会運営委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 34 意見書第 1 号 協同労働の協同組合に関する法律の速やかな制定を求める意見書案を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 大西豊君</p> <p>意見書第 1 号について提案説明させていただきます。</p> <p>協同労働の協同組合に関する法律の速やかな制定を求める意見書案、別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第 14 条の規定により提出するものであります。提出者 大西 豊、賛成者 高木 堅、同じく黒木 保。</p> <p>提案理由としまして、近年の急速な少子・高齢化の進行や社会・経済構造の急激な変化により、非正規労働者の雇止めや正規労働者の雇用調整といった動きが全国的に広がり、今後、さらに広い範囲で離職者の発生などが懸念され、多様な雇用の場を確保することが喫緊の課題となっています。</p> <p>このような状況の中、住みやすい地域社会を実現するため、地域の問題は、地域住民自らが解決することを目指し、NPOや協同組合、ボランティア団体などのさまざまな非営利団体が事業展開していますが、これらの一つである協同労働の協同組合は、働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けており、多くの社会問題が顕在化する今日、その解決の有効な方策として大変注目されています。</p> <p>しかしながら、我が国では、現在、この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、協同組合としての契約ができない、あるいは社会保障の負担が働く個人にかかるなど問題を抱えており、欧米各国のような法整備が求められているところであります。よって、今日の社会の実情を踏まえ、多様な働き方を可能とする環境整備を図る観点から、協同労働の協同組合に関する法律を速やかに制定するよう強く国に要望するものであります。</p> <p>なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略させていただきますが、地方自治法第 99 条の規定により、提出するものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
---------------	--------------------------------------	--

<p>末武議長</p>	<p>本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、意見書第3号は教育民生常任委員会に付託いたしました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 なお、次回会議の再開は9月18日午前9時30分といたします。本議場にご参集願います。 本日はこれにて散会いたします。</p>
<p>散 会</p>	<p>散 会 16時30分</p>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 9月17日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--